

資 料 編

目次

資料1 環境を取り巻く社会動向	1
1-1 国際的な動向	1
(1) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)	1
(2) パリ協定	2
1-2 国内の動向	2
(1) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏	2
(2) 循環型社会形成推進基本計画	4
(3) 食品ロス削減推進法	6
(4) プラスチック資源循環法	6
(5) 国内における温暖化対策の動き	7
資料2 地域の概況	8
2-1 人口	8
2-2 産業	9
資料3 廃棄物処理の概要	13
3-1 一般廃棄物	13
(1) ごみの処理	13
(2) し尿の処理	27
3-2 産業廃棄物	31
(1) 産業廃棄物の処理	31
(2) 特別管理産業廃棄物処理の状況	42
(3) 産業廃棄物処理施設の状況	45
(4) 産業廃棄物の広域移動状況	47
3-3 廃棄物排出量の内訳	49
3-4 大阪湾フェニックス計画	50
(1) 大阪湾フェニックス計画の目的	50
(2) 大阪湾フェニックス計画の主な経緯	50
(3) 現況等	50
(4) 奈良県からの廃棄物の大阪湾フェニックスセンター埋立処分場への搬入状況	51
3-5 不法投棄等の状況	52
3-6 廃棄物処理における脱炭素化の現状	53
3-7 産業廃棄物税の使途	54
資料4 将来予測の推計手法及び推計結果	55
4-1 一般廃棄物	55
(1) 人口の推計	55
(2) 一般廃棄物（ごみ）排出量の推計	56
4-2 産業廃棄物	58
資料5 下水道普及率の推移	60

資料1 環境を取り巻く社会動向

近年、国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化し続けています。パリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型経済へのシフトなどが進み始めています。この間、資源循環分野においては、第四次循環型社会形成推進基本計画の策定、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法等の法整備も進められてきました。

国連総会で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方に基づく取組が浸透しつつあります。国の第五次環境基本計画では、「SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する。各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱する」として、地域の活力が最大限に発揮される地域循環共生圏の取組がスタートしました。

令和2年10月には、政府が2050年カーボンニュートラルを宣言し、経済と環境の好循環による「グリーン社会の実現」に向けて、大きく舵が切られています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、新たなライフスタイル、ビジネススタイルへの転換が進みつつあり、人々の行動や製品・サービスの提供などにおいて、新しい動きが生まれました。さらに、経済を、気候変動対策等を進めることにより持続可能な経済社会を実現する「グリーンリカバリー」の取組が進められています。

1-1 国際的な動向

（1）持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

平成27年の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは2016年から2030年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



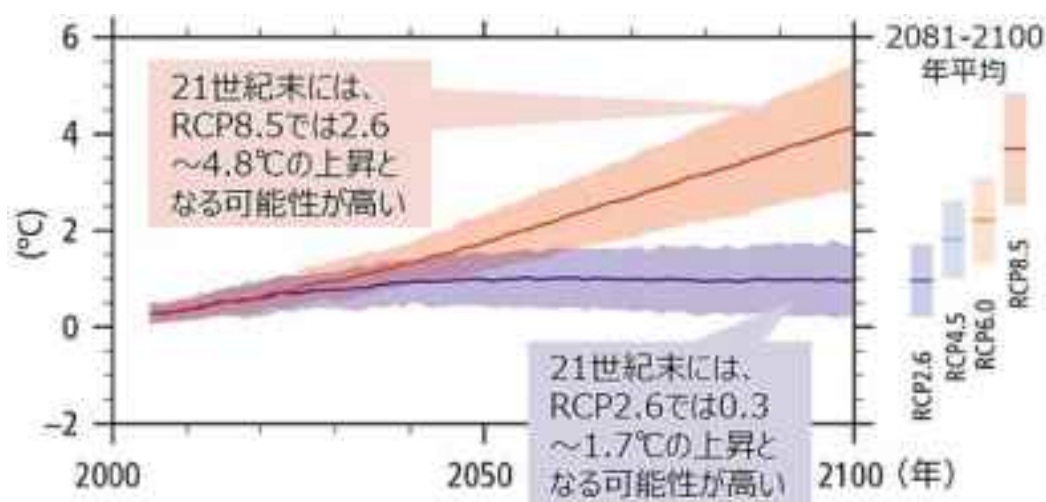
出典：JAPAN SDGs Action Platform（外務省ホームページ）

(2) パリ協定

平成 27 年に開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することが掲げられました。

また、平成 30 年の IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）特別報告書において、持続可能であるためには、2050 年前後に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、気温変動を 1.5℃以内にとどめる必要があると報告されたことを受け、実質排出量ゼロの達成をなるべく早期化する必要があるとされています。

気温と海面水位の将来予測



出典：環境省資料（IPCC 第 5 次評価報告書 統合報告書政策決定者向け要約より環境省作成）

1-2 国内の動向

(1) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏

国の第五次環境基本計画は、SDGs・パリ協定採択後初めての環境基本計画として平成 30 年 4 月に閣議決定され、SDGs の考え方も活用しながら経済・社会・環境の統合的向上を具体化する分野横断的な 6 つの「重点戦略」が設定されています。また、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方で、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。

第五次環境基本計画の概要



環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的な長期の方向性の大綱等を定めるもの。
- 計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に閣議。
- 答申を踏まえ、平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に連鎖・複合化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - 環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の総合的解決に取り組む
 - 将来にわたって質の高い生活をもちたす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し交差合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として隔るぎなく施策に推進

我が国が抱える課題



国際的な潮流



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域特性に応じて補完し、交差合う



出典：第五次環境基本計画の概要（平成30年4月、環境省）

環境基本法の基本理念のもと、平成 13 年 1 月に完全施行された循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきました。令和元年には食品ロス削減推進法、令和 3 年にはプラスチック資源循環法が制定され、循環型社会形成に向けた活動が強化されています。

環境基本法 平成5.11制定

環境基本計画
平成6.7.2制定、平成24.6改正、平成26.6改正、平成30.6改正

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法） 平成12.6制定
社会の物質循環の確保、天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減

循環型社会形成推進計画：国の他の計画の基本
平成15.3制定、平成20.6第3次計画、平成30.6第4次計画

プラスチック資源循環促進法
（プラスチックの循環・循環を促進）
令和3.6制定、令和4.4施行

＜廃棄物の適正処理＞

廃棄物処理法 昭和45.12制定

①廃棄物の発生抑制
②廃棄物の適正処理（「リサイクルを含め」）
③廃棄物処理施設の設置抑制
④廃棄物処理業者に対する規制
⑤廃棄物処理基準の設定、等

資源処理法施行令改正（平成29.4）：水資源等の適正管理
資源処理法改正（平成30.4）：雑草スクラップの規制強化

環境大臣が定める基本方針
（平成29.1制定）

＜廃棄物削減の目標＞
（平成24～令和2年度）

一般廃棄物	
排出量	約12%削減
再生利用量	約27%
資源化分量	約14%削減
産業廃棄物	
排出量	約35%増加に抑制
再生利用量	約55%
資源化分量	約15%削減

廃棄物処理施設整備計画
（平成30.6閣議決定）

2018年度～2022年度の5カ年計画

- ①市町村の一般廃棄物処理システムを基にした3分の3の整備
- ②持続可能な適正処理の確保に向けた定型的・安定的な施設整備及び運営
- ③廃棄物処理システムにおける処理能力の確保
- ④廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
- ⑤公害対策の強化
- ⑥地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ⑦地域住民等の理解と協力の確保
- ⑧廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

＜再生利用の促進＞

資源有効利用促進法 平成13.4制定

①再生資源のリサイクル
②リサイクル需要の確保・材質等の工夫
③分別回収のための表示
④資源物の有効利用の促進

従来のリサイクルにリデュース・リユースを加えた3Rの取り組みを総合的に推進

製品特性に応じた規制

資材包装リサイクル法 平成7.6制定	家電リサイクル法 平成10.5制定	食品リサイクル法 平成12.5制定	建設リサイクル法 平成12.8制定	自動車リサイクル法 平成14.7制定	家電製品リサイクル法 平成24.8制定
びん、ペットボトル 紙製・プラスチック 製容器包装類	エアコン、洗濯機・ 冷蔵庫、テレビ、 洗濯機・衣類乾燥機	食品廃棄物	木材、コンクリート アスファルト	自動車	小型電子機器等

フロン排出抑制法
（製造・利用・廃棄の規制強化）
平成13.6制定、平成25.6大幅改正

食品ロス削減促進法
（食品ロスの削減を奨励し推進）
令和元.5制定、令和元.10施行

グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進） 平成12.5制定

- 4 -

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 30 年 6 月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生の 3 点が示されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりの統合的な取組

- 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域の資源生産性向上
- 生物多様性の確保
- 気候変動
- 地域の活性化
- 災害に強いエンバクトで強靱なまちづくり

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 第2次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」

適正処理の推進と環境再生

- 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）
- 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）
- 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生

災害廃棄物処理体制の構築

- 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より組織的な廃棄物処理システムを強化）

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

- 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

	2000年度	2015年度	2025年度目標
資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）
輸入側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）
輸出側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）
最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）

（注）内は2000年度比

持続可能な社会づくりの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス削減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成
 - ・課題の把握・こし
 - ・実現可能性調査への支援
- エンバクトで強靱なまちづくり
- バイオマスの地域内での利活用

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 素材別の取組等
 - ・プラスチック類
 - ・バイオマス
 - ・金属（都市鉱山の活用）
 - ・土石・建設材料
 - ・太陽光発電設備
 - ・家電リサイクル

適正処理の推進と環境再生

- 適正処理
 - ・安定的・効率的な処理体制
 - ・地域での新たな価値創出に資する処理施設
 - ・環境産業全体の健全化・振興
- 環境再生
 - ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
 - ・空き家・空き店舗対策
- 東日本大震災からの環境再生

災害廃棄物処理体制の構築

- 自治体
 - ・災害廃棄物処理計画
 - ・国民へ情報発信、コミュニケーション
- 地域
 - ・地域防災協議会
 - ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催
- 全国
 - ・D-Waste-Netの体制強化
 - ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設
 - ・IT基盤技術の活用

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- 国際資源循環
 - ・国内外で発生する二次資源を日本の循環生産・消費システムに統合的にリサイクル
 - ・アジア・太平洋3国推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進
- 海外展開
 - ・我が国の強み（環境・資源・技術等）のパッケージとして海外展開
 - ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- 電子 manifests を含む情報の活用
- 技術開発等（廃棄物分野のIT活用）
- 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）

将来像

目標値

国の取組

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（平成 30 年 6 月、環境省）

(3) 食品ロス削減推進法

多量の食品ロスの発生が、国内外で大きな課題となっています。令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されるなど、さらに食品ロス削減に取り組むことが求められています。

国は2030年度半減（2000年度比）を目標としています。全国の食品ロスの発生量は、令和2年度に522万トンと推計されており、より一層食品ロスの発生を抑制していく必要があります。

食品ロスの発生量の推移



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移（令和4（2022）年6月、環境省）

(4) プラスチック資源循環法

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、令和4年4月からプラスチック資源循環法が施行されました。同法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるよう求めています。

プラスチック資源循環法の概要

設計・製造	【環境配慮設計指針】 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。	
販売・提供	【使用の合理化】 ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 【製造・販売事業者等による自主回収】 【排出事業者の排出抑制・再資源化】	容リ法ルートを活用した再商品化 自主回収・再資源化する計画 判断基準・再資源化計画の策定

出典：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要（環境省）より抜粋

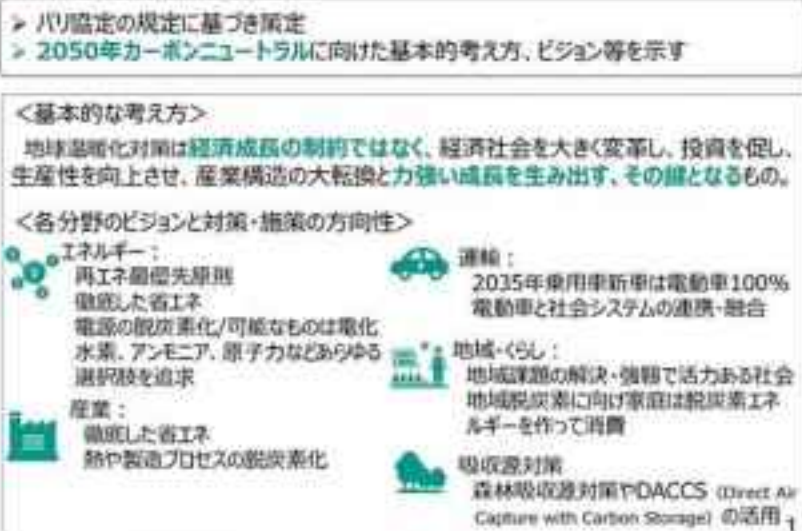
(5) 国内における温暖化対策の動き

平成 27 年に採択された「パリ協定」を受け、平成 28 年に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030 年度において温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26.0%減の水準にすることを目標としました。

その後、令和 2 年 10 月に、政府は 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）にし、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。目標の大幅な前倒しや地球温暖化対策推進法の改正、地域脱炭素ロードマップの策定等の取組が進んだことを踏まえて、令和 3 年 10 月に、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を見直し、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示しました。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の概要

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要①



パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要②



出典：環境省資料

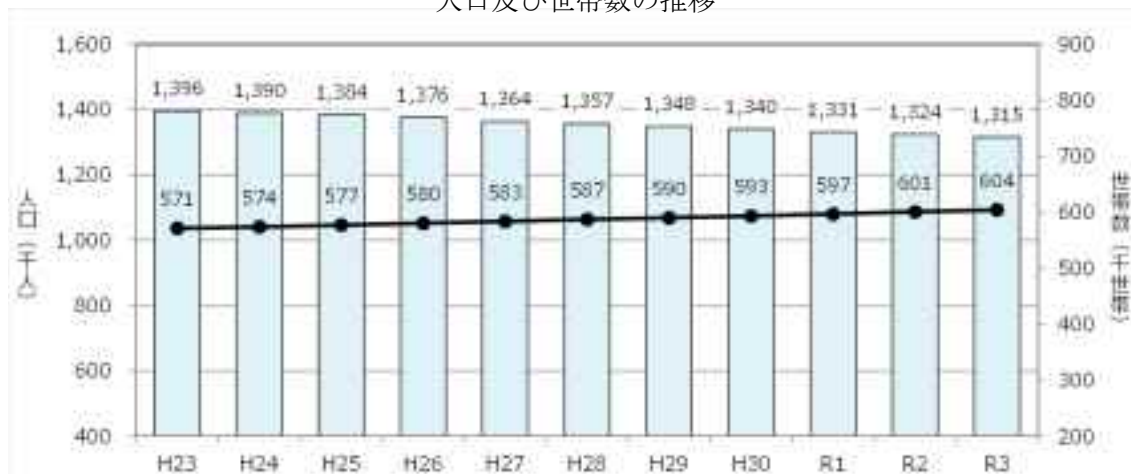
資料2 地域の概況

2-1 人口

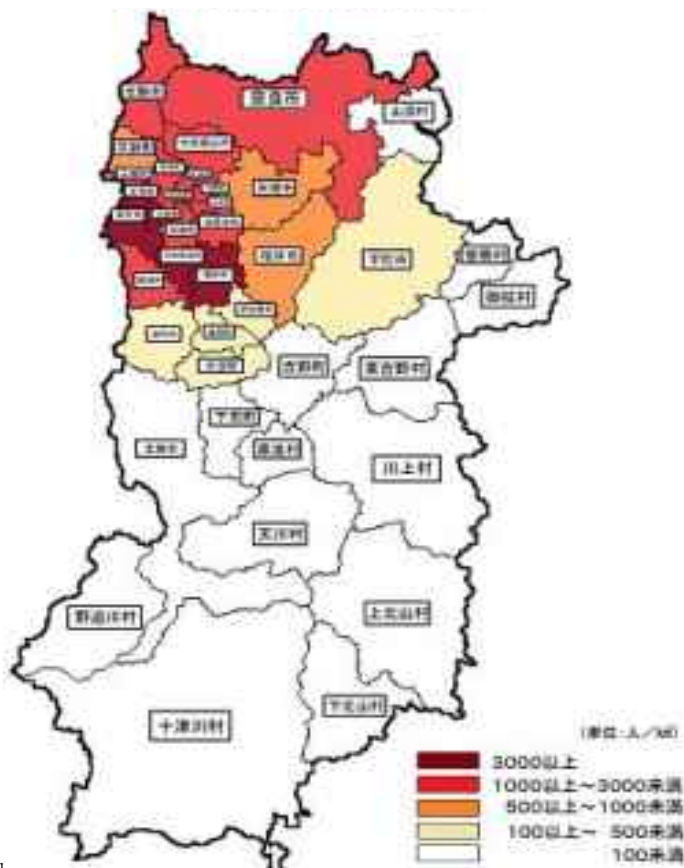
本県の総人口は、1,315千人（令和3年10月1日現在・奈良県推計人口）で、平成11年の1,449千人をピークに減少傾向が続いており、この10年間で5.8%減少（全国は10年間で1.8%減少）しています。

人口密度は1平方キロメートルあたり約356人となっており、県の人口を市部、郡部別で見ると、市部1,044千人、郡部271千人で、市部が全体の約79%を占めており、県北西部に人口が集中しています。

人口及び世帯数の推移



市町村別の人口密度（令和3年10月1日）

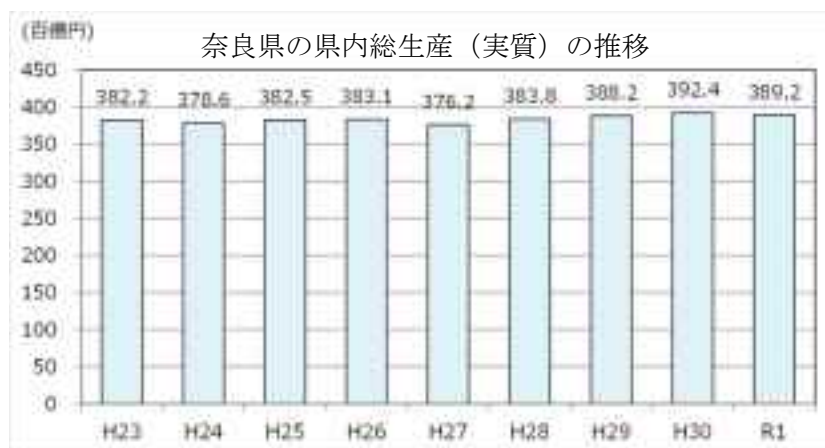


出典：奈良県推計人口年報

2-2 産業

○県内総生産

令和元年度の県内総生産（実質）は約 3 兆 8900 億円で概ね横ばいとなっています。本県の総生産が全国に占める割合は約 0.7%であり、また、本県と国を産業構造別に比較すると、本県は第 1 次産業の割合が低く、第 3 次産業の割合が高くなっています。



出典：経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成 27 暦年連鎖価格－（内閣府）



出典：国内総生産勘定（内閣府）

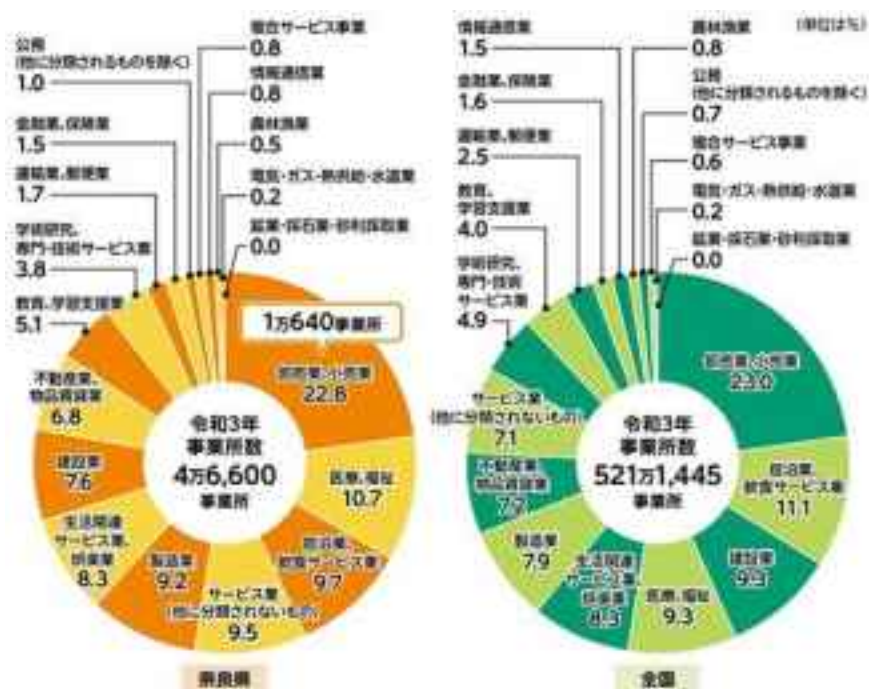


出典：経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成 27 暦年連鎖価格－（内閣府）

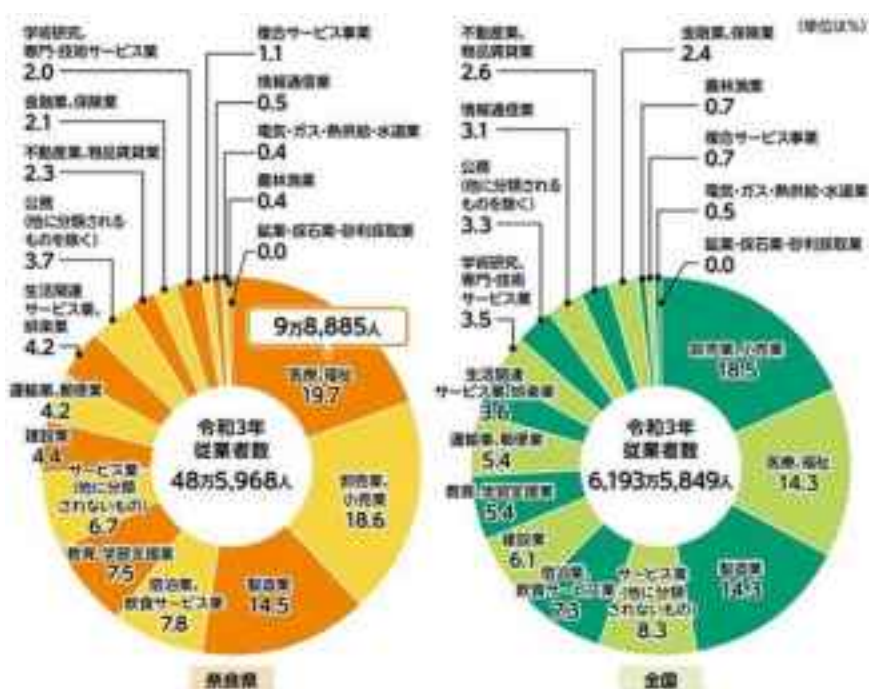
○業種別の事業所数と従業者数

事業所数を業種別にみると、卸売業、小売業が 22.8%で最も多く、次いで、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業となっています。従業者数を業種別にみると、医療・福祉が 19.7%で最も多く、次いで、卸売業・小売業、製造業となっています。

業種別事業所数の分布（令和3年度）



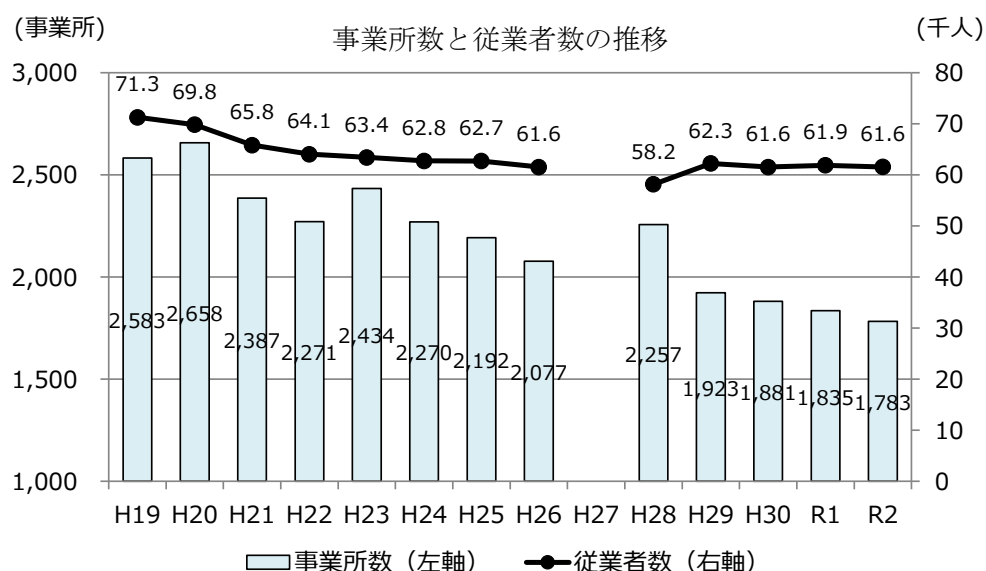
業種別従業員数の分布（令和3年度）



出典：「奈良県のすがた 2022（令和4年度版）」

○製造業の主要指標

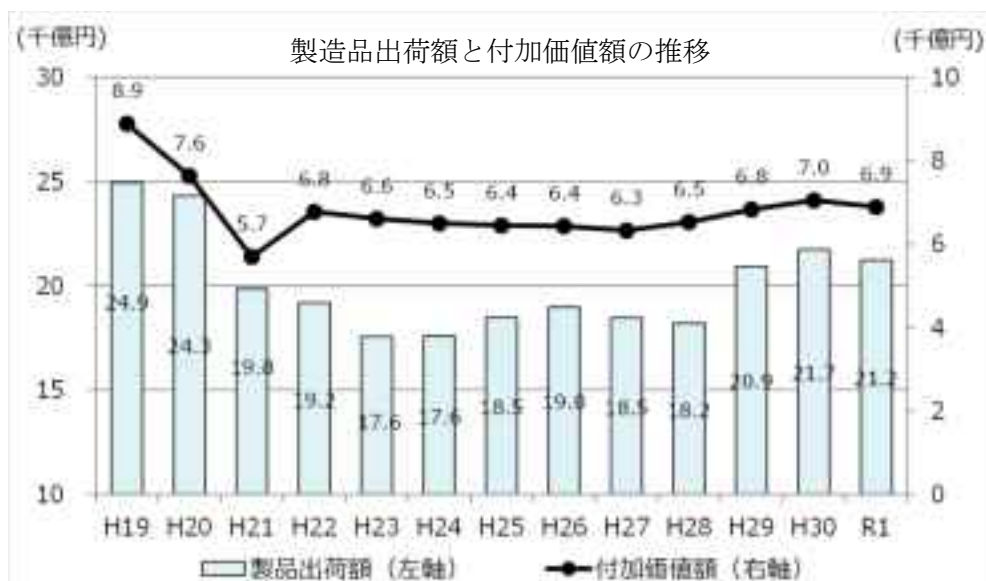
製造業の主要4指標の推移をみると、事業所数と従業者数は減少傾向にあります。令和2年の事業所数は1,783事業所、従業員数は61,560人です。製造品出荷額等は、平成20年のリーマンショックを機に、平成23年にかけて大きく減少し、その後は微増・微減ののち、平成29年に大きく増加しています。付加価値額は平成23年以降は微減傾向でしたが、平成28年から微増傾向に転じました。令和元年の製造品出荷額等は約2兆1,224億円で、この10年間で約7%増加しましたが、ピーク時の平成19年と比較すると約15%減少しています。



出典：工業統計調査（経済産業省）

注1）H27は経済センサス活動調査のため工業統計調査は実施されていない。

注2）工業統計調査は各年12月末現在の従業者4人以上の事業所が対象で、臨時雇用者を含めていない。また、事業所が工場の管理・運営のみを行っている場合は調査対象外となっている（経済センサスは事業所としてカウント）。



出典：工業統計調査（経済産業省）

注）H27はH28経済センサスの調査結果から工業統計と同等の基準で集計されている。

○元請完成工事高

令和2年度の元請完成工事高は約4,616億円で、この10年間で約34%増加しています。



出典：建設工事施工統計調査報告（国土交通省）

資料3 廃棄物処理の概要

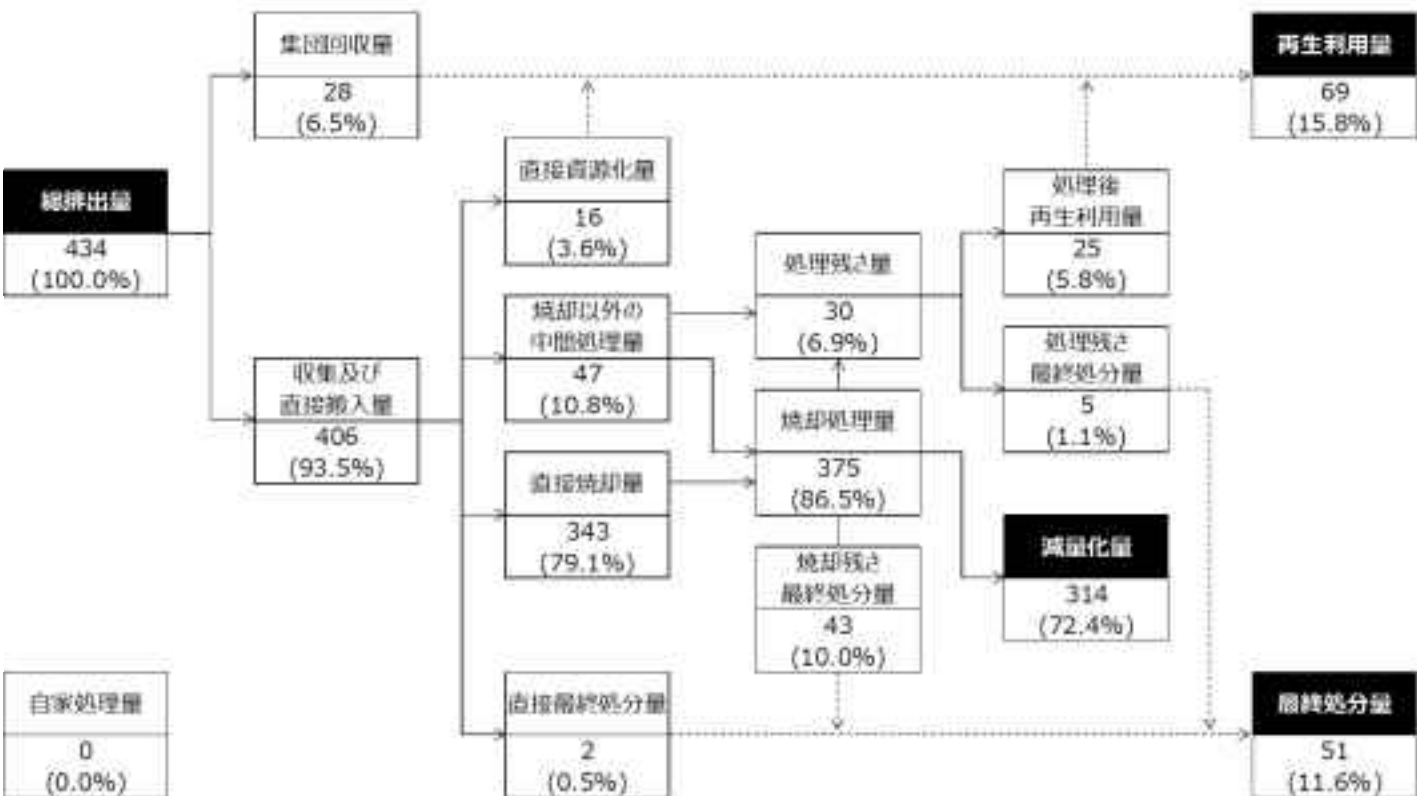
3-1 一般廃棄物

(1) ごみの処理

令和2年度の県内のごみ排出量及び処理量は下図のとおりです。ごみ総排出量は434千トンで、このうち焼却や破碎・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は25千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は69千トン（リサイクル率：15.8%）となっています。また、直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量（焼却残さ及び処理残さ）を合計した最終処分量は51千トン（排出量の11.6%）となっています。

県内のごみ排出量及び処理量（令和2年度実績）

（単位：千トン）



注1) 減量化量＝収集及び直接搬入量－直接資源化量－中間処理後再生利用量－最終処分量
注2) 再生利用率＝(直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量)÷総排出量×100
注3) ()は総排出量に対する割合を示す。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

◆一般廃棄物の実績及び目標

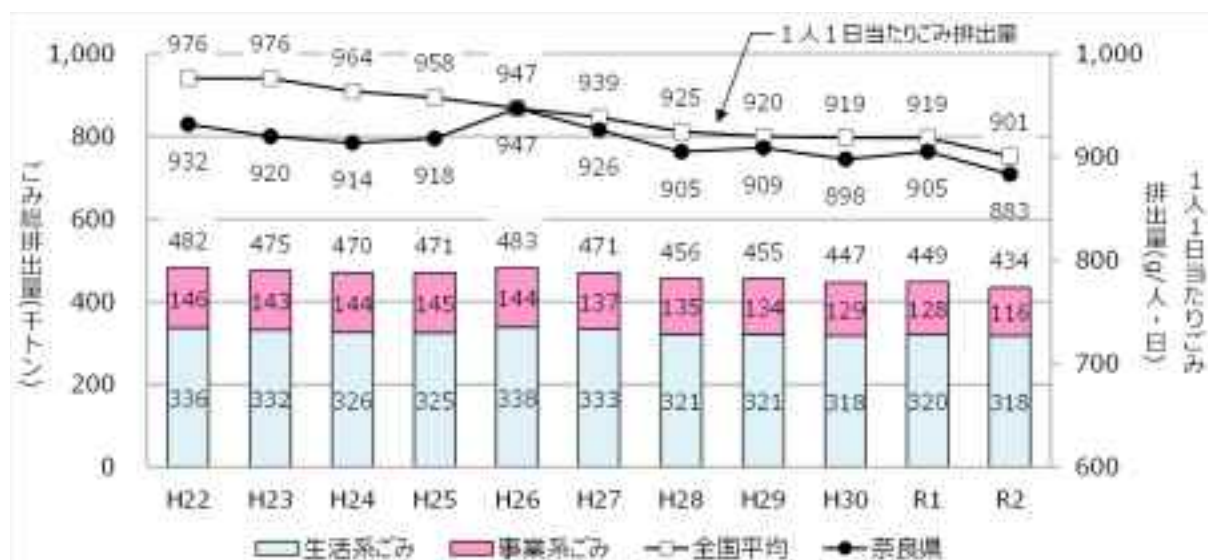
指 標	単 位	平成 22 年度 実 績	平成 27 年度 実 績	令和 2 年度 実 績	令和 4 年度 推 計	令和 9 年度 目 標
排出量	千トン	482	471	434	426	391
再生利用率	%	14.4	15.5	15.8	16.6	19.3
最終処分量	千トン	64	61	51	49	43

① ごみの排出状況

令和2年度の奈良県におけるごみの排出量は434千トンで、この10年で約10%減少しています。この内、生活系ごみの排出量は318千トンで、この10年間で約5%減少しており、事業系ごみの排出量は116千トンで、この10年間で約21%減少しています。

また、一人一日当たりの排出量は883g/人・日で、この10年間で約5%減少しています。

ごみ総排出量の推移



注) 生活系ごみには集団回収量を含む

(単位: t)

項目 \ 年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ排出量	計画収集量	400,572	398,309	395,924	398,206	397,358	392,425	382,499	379,489	371,297	373,718	359,356
	直接搬入量	55,268	52,600	52,504	48,471	49,217	43,126	39,942	40,610	41,576	42,426	46,433
	自家処理量	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ搬入量	455,840	450,909	448,428	446,685	446,575	435,551	422,441	420,099	412,873	416,144	405,789
	集団回収量	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
	合計	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912
	生活系ごみ (計画収集)	310,152	308,092	304,071	301,416	302,257	298,256	287,238	286,283	283,656	287,699	290,127
	集団回収	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
	生活系ごみ (集団回収含む)	336,207	332,478	325,697	325,240	338,391	333,422	321,070	321,387	317,519	320,390	318,250
	事業系ごみ	145,688	142,817	144,357	145,261	144,318	137,295	135,203	133,816	129,217	128,445	115,662
	一人1日当たりの排出量 (g/人・日)	932	920	914	918	947	926	905	909	898	905	883
人口	指数 (H22=100)	(100)	(99)	(98)	(99)	(102)	(99)	(97)	(98)	(96)	(97)	(95)
	生活系ごみ	650	644	633	634	664	656	637	642	638	646	648
	下段: 集団回収除く	600	596	591	588	593	587	570	572	570	580	591
	事業系ごみ	282	276	281	283	283	270	268	267	260	259	235
	総人口 (人)	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809
	計画収集人口 (人)	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809
	自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典: 一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)

注1) 千未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある (以下資料編で用いる表において同じ)。

注2) 集団回収量: 市町村が把握した集団回収量

注3) 一人1日当たりの排出量 = (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365 又は 366 日 × 10⁶

② ごみ処理の状況

ごみ処理量の推移は、下図及び表のとおりです。排出量の減少に伴い、処理量も全体的に減少傾向にあります。なお、平成 26 年度と 27 年度については、一部推計値を含むため、他の年度よりも多くなっています。再生利用量はこの数年は横ばいとなっています。最終処分量については、長期的には減少傾向にあります。

可燃ごみの組成（次ページ図のとおり）をみると、奈良県は、紙・布類が 44.9%で最も多く、次いでビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が 26.3%、厨芥（ちゅうかい）類が 10.6%等となっています。



(単位: t)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912
中間処理量(計)	449,545	434,629	425,134	431,493	429,308	419,348	408,495	401,466	393,866	396,871	370,206
中間処理量(焼却以外)	53,605	53,285	50,264	52,746	48,361	50,613	44,748	40,238	40,774	42,432	47,065
直接焼却量	381,283	381,344	374,870	378,747	380,947	368,735	363,747	361,228	353,092	354,439	323,141
中間処理後焼却量	24,657	15,056	13,687	14,877	15,945	14,121	14,742	13,316	13,773	14,239	16,162
再生利用量	69,320	64,709	62,003	61,563	75,634	72,766	69,891	74,515	72,725	72,726	69,137
(再生利用率%)	(14.4)	(13.6)	(13.2)	(13.2)	(15.7)	(15.5)	(15.3)	(16.4)	(16.3)	(16.2)	(15.8)
直接資源化量	18,343	16,842	16,308	16,080	17,425	15,361	14,505	16,962	16,700	17,051	15,739
中間処理後資源化量	24,922	23,181	24,069	22,059	22,975	21,239	21,353	22,419	22,162	22,982	25,265
集約回収量	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
最終処分量(計)	64,065	65,337	64,065	60,139	61,094	61,082	55,867	49,950	51,976	52,792	50,543
(最終処分率%)	(13.3)	(13.7)	(13.6)	(12.8)	(12.7)	(13.0)	(12.2)	(11.0)	(11.6)	(11.8)	(11.6)
直接最終処分量	2,642	2,508	2,642	1,982	1,554	2,736	2,127	2,819	2,984	2,381	2,366
中間処理後最終処分量	7,328	7,598	7,328	7,271	6,474	7,996	4,727	4,215	4,321	4,919	4,694
焼却後最終処分量	54,095	55,231	54,095	50,881	53,066	51,250	49,025	42,916	44,671	45,492	43,483

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

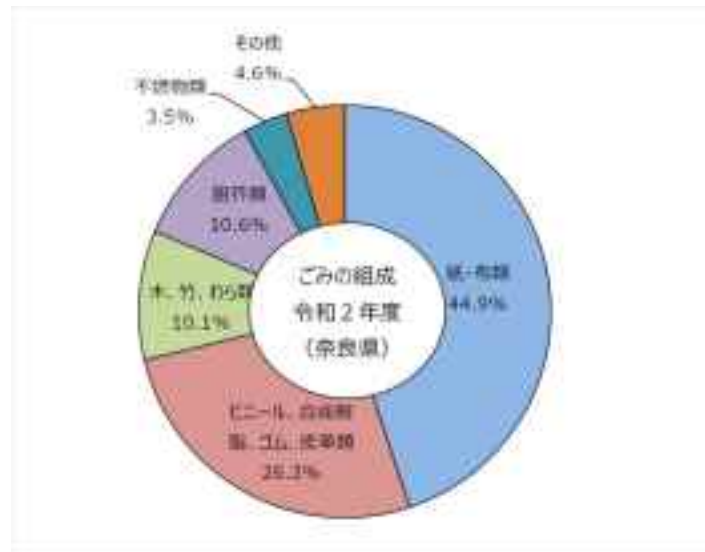
注 1）総排出量＝中間処理量（焼却以外）＋直接焼却量＋直接資源化量＋集約回収量＋直接最終処分量

注 2）再生利用率＝再生利用量÷総排出量

注 3）最終処分率＝最終処分量÷総排出量

奈良県と全国の可燃ごみの組成

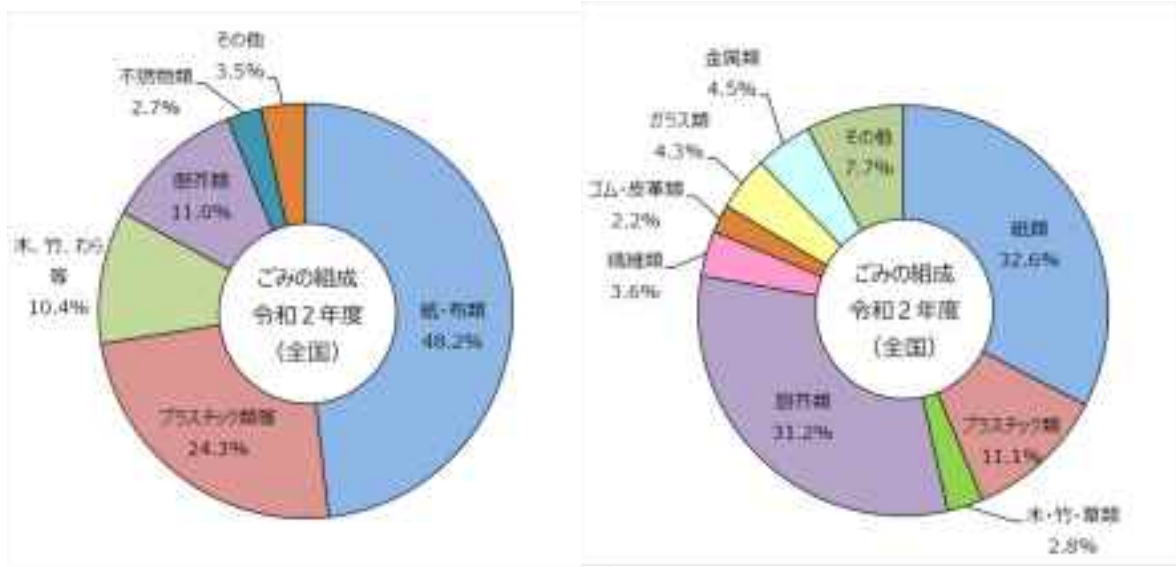
[奈良県]



(乾重量の組成割合)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

[全国]



(乾重量の組成割合)

(湿重量の組成割合)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

出典：容器包装廃棄物の使用・排出実態調査

○再生利用（リサイクル）の状況

再生利用量の推移は下図のとおりです。再生利用量は、平成25年度までは減少傾向でしたが、平成26年度に増加し、この数年は横ばいとなっています。なお、平成26、27年度は、一部推計値を含みます。

また、令和2年度における県内各市町村のごみの分別数の平均は9.3で、増加傾向にありますが、全国平均13.6と比べ少ない状況です。都道府県データでみると、ごみの分別数が多いほど再生利用率が高くなる傾向がうかがえます（次ページ図表のとおり）。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

ごみの分別数の平均値の推移

県 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奈良県 (再生利用率)	8.2 (14.4%)	8.3 (13.6%)	8.3 (13.2%)	8.6 (13.2%)	8.7 (15.7%)	8.8 (15.5%)	8.9 (15.3%)	9.0 (16.4%)	9.2 (16.3%)	9.2 (16.2%)	9.3 (15.8%)
全国 (再生利用率)	12.8 (20.8%)	12.9 (20.6%)	13.0 (20.5%)	13.2 (20.7%)	13.3 (20.6%)	13.4 (20.4%)	13.5 (20.3%)	13.6 (20.2%)	13.6 (19.9%)	13.6 (19.6%)	13.6 (20.0%)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

再生利用量の推移

		年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
		総排出量 (t/年)	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	445,835	433,912
再生利用量	紙 類	合計 (t/年)	37,327	33,466	30,697	22,979	44,945	44,226	42,080	42,711	41,359	40,104	36,805
		直接資源化	12,512	10,870	10,344	10,352	10,855	9,405	10,207	10,527	10,250	10,087	10,070
		中間処理後資源化	112	195	269	241	230	1,971	394	222	142	215	511
		集団回収	24,603	22,401	20,084	22,386	33,860	33,846	31,469	31,962	30,967	29,802	26,224
	食 料	合計 (t/年)	10,382	10,317	10,170	9,545	9,473	8,126	7,270	7,422	7,400	8,093	8,743
		直接資源化	1,915	1,972	1,816	1,397	1,780	967	1,051	1,032	942	1,168	1,092
		中間処理後資源化	8,467	8,345	8,354	8,148	7,693	7,163	6,219	6,390	6,458	6,925	7,651
		集団回収	110	400	201	998	177	860	401	789	240	157	300
	ガ ラス 類	合計 (t/年)	7,485	7,144	6,938	6,991	7,497	6,817	6,685	7,319	6,579	6,723	6,508
		直接資源化	1,915	1,805	1,725	1,750	1,888	872	772	1,621	1,509	1,726	1,677
		中間処理後資源化	5,570	5,339	5,213	5,241	5,728	5,945	5,913	5,698	5,070	4,900	4,831
		集団回収	227	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	ペ ー じ ー ト ー ル	合計 (t/年)	1,891	1,783	1,768	1,876	1,946	1,683	1,898	1,785	1,895	1,927	2,084
		直接資源化	760	674	639	700	715	527	617	615	673	672	702
		中間処理後資源化	1,131	1,109	1,129	1,176	1,219	1,156	1,281	1,170	1,212	1,255	1,382
		集団回収	4	2	1	7	12	0	0	7	0	0	0
	フ ェ ー ス ー ム	合計 (t/年)	4,472	4,566	4,623	2,190	2,138	2,881	2,553	6,281	6,268	6,250	6,674
		直接資源化	474	700	982	995	938	800	400	1,666	1,628	1,661	1,700
		中間処理後資源化	3,998	3,866	3,641	1,195	1,238	2,081	1,973	4,615	4,640	4,589	4,974
		集団回収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	合計 (t/年)	7,863	7,433	7,810	8,382	9,635	9,013	9,405	8,897	9,224	9,608	9,313	
	直接資源化	734	813	892	877	1,475	1,417	1,413	1,230	1,628	1,660	1,830	
	中間処理後資源化	5,911	5,204	5,228	6,255	6,240	6,000	6,111	5,667	5,596	5,948	5,911	
	集団回収	1,218	1,416	1,280	1,250	1,860	1,596	1,882	1,806	1,900	2,000	1,572	
合 計	合計 (t/年)	69,300	64,705	62,000	61,963	75,634	72,766	69,891	74,515	72,725	72,724	69,132	
	再生利用率 (%)	(14.4)	(13.6)	(13.2)	(13.2)	(15.7)	(15.3)	(15.3)	(16.4)	(16.3)	(16.2)	(15.8)	
	直接資源化	18,343	16,842	16,308	16,083	17,425	15,761	14,006	16,962	16,756	17,071	15,744	
	中間処理後資源化	23,922	23,481	23,069	22,657	25,075	24,236	21,153	22,349	22,162	22,082	20,265	
	集団回収	27,035	24,382	22,623	23,223	33,134	32,765	32,692	35,204	33,807	32,571	33,123	

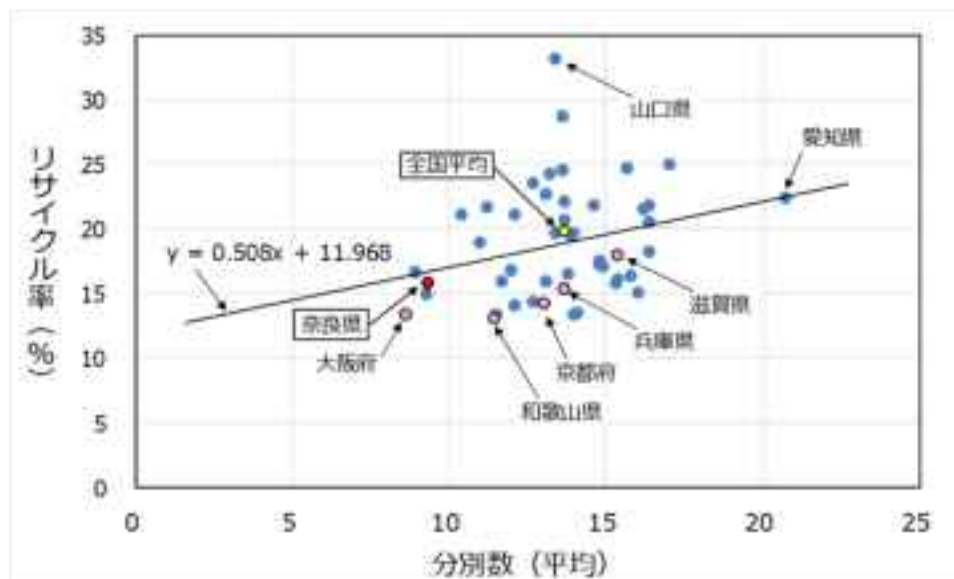
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注1）集団回収量：市町村が把握した集団回収量

注2）再生利用率＝再生利用量÷総排出量

注3）プラスチック類には、白色トレイ、容器包装プラスチック、その他プラスチックを含む。

全国都道府県別のごみの分別数と再生利用率



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成

民間資源（古紙）回収業者アンケート結果

（単位：トン/年）

行政関与資源化		市中回収	拠点回収	事業所から		その他	総合計	行政関与 除く合計
集団回収	行政回収			収集分	持込分			
1,064	323	10	491	7,135	755	10	9,788	8,401

注１）奈良県資源回収事業協同組合の会員を対象に、令和４年１２月に実施したアンケート結果を集計した。

注２）市中回収とは、民間資源回収業者が市中を巡回し、軒先の資源ごみを回収する方式を指す。

注３）拠点回収とは、自治体設置以外のホームセンターやロードサイドに設置した拠点での回収を指す。

古紙の民間資源回収量を含めた拡大再生利用率（令和２年度推計）

（単位：トン/年）

ごみ処理量	行政関与資源化量				再生利用率
	直接 資源化量	中間処理後 再生利用量	集団回収量	合計	
408,321	15,749	25,265	28,123	69,137	15.8%

行政関与 資源化量	民間事業者 資源回収量	拡大 資源化量	拡大 再生利用率
69,137	8,401	77,538	17.6%

注１）再生利用率＝行政関与資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

注２）拡大再生利用率＝（行政関与資源化量＋民間事業者資源回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量＋民間事業者資源回収量）×100

○最終処分の状況

最終処分量の推移は下図のとおりです。令和2年度のごみの最終処分量は51千トンで、この10年間で約20%減少しています。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

最終処分量の推移

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量（千トン）	482	475	470	471	483	471	456	455	447	449	434
最終処分量計（千トン）	64	65	64	60	61	61	56	50	52	53	51
（最終処分率：％）	(13.3)	(13.7)	(13.6)	(12.8)	(12.7)	(13.0)	(12.2)	(11.0)	(11.6)	(11.8)	(11.6)
直接埋立最終処分量	3	3	3	2	2	3	2	3	3	2	2
中間処理後最終処分量	7	8	7	7	6	7	5	4	4	5	5
焼却残渣最終処分量	54	55	54	51	53	51	49	43	45	45	43

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）最終処分率＝最終処分量÷総排出量

③ごみ処理施設の状況

ごみ処理施設は、焼却施設が 18 施設、燃料化施設が 1 施設あり、これらの一般廃棄物焼却等施設は、稼働後 21 年以上経過した施設が 13 施設と、全体の約 72%を占めています。また、粗大ごみ処理施設及び資源化等を行う施設が 28 施設となっています。

最終処分場は 7 施設あり、残余容量は 632 千 m^3 となっています（埋立終了の 3 施設を除く）。

市町村の焼却施設の設置状況（令和 2 年度末）

運転方式	施設数					処理能力 (t/日)
	施設規模				合計	
	～10t/日 未満	10～50t/日 未満	50～100t/日 未満	100t/日～		
全連続運転	0	0	0	9	9	1,925
准連続運転	0	2	1	0	3	130
バッチ運転	1	5	0	0	6	127
合 計	1	7	1	9	18	2,182

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

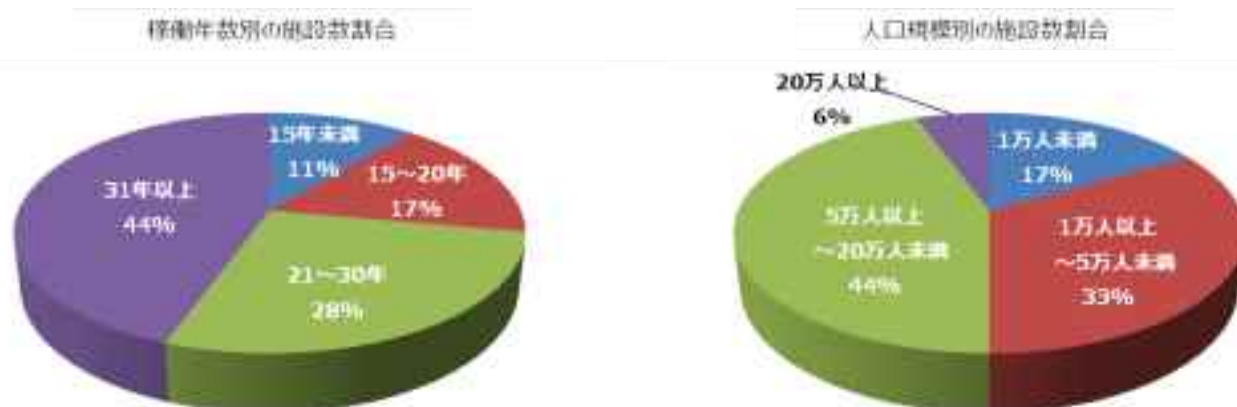
注 1）全連続運転：1 日 24 時間連続稼働可能で、供給・移動・攪拌・排出が連続的に運転管理可能。排ガス等調整しやすい。

注 2）准連続運転：1 日 24 時間の連続運転体制がとりにくい場合、16 時間運転可能。間欠運転に必要な施設を保有。

注 3）バッチ運転：1 日 8 時間稼働。火格子の一部又は全部が可動し、供給・移動・攪拌・排出が機械化されている。

注 4）休止施設は除く。

焼却処理施設の稼働年数・人口規模別の施設数割合（令和 2 年度末）



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

市町村の再生利用施設等の設置状況（令和２年度末）

施設種類	施設数					処理能力 (t/日)
	施設規模				合計	
	～10t/日 未満	10～50t/日 未満	50～100t/日 未満	100t/日～		
ごみ燃料化施設		1			1	35
粗大ごみ処理施設	4	6	1	1	12	323
資源化施設	14	2			16	85
合 計	18	9	1	1	29	443

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

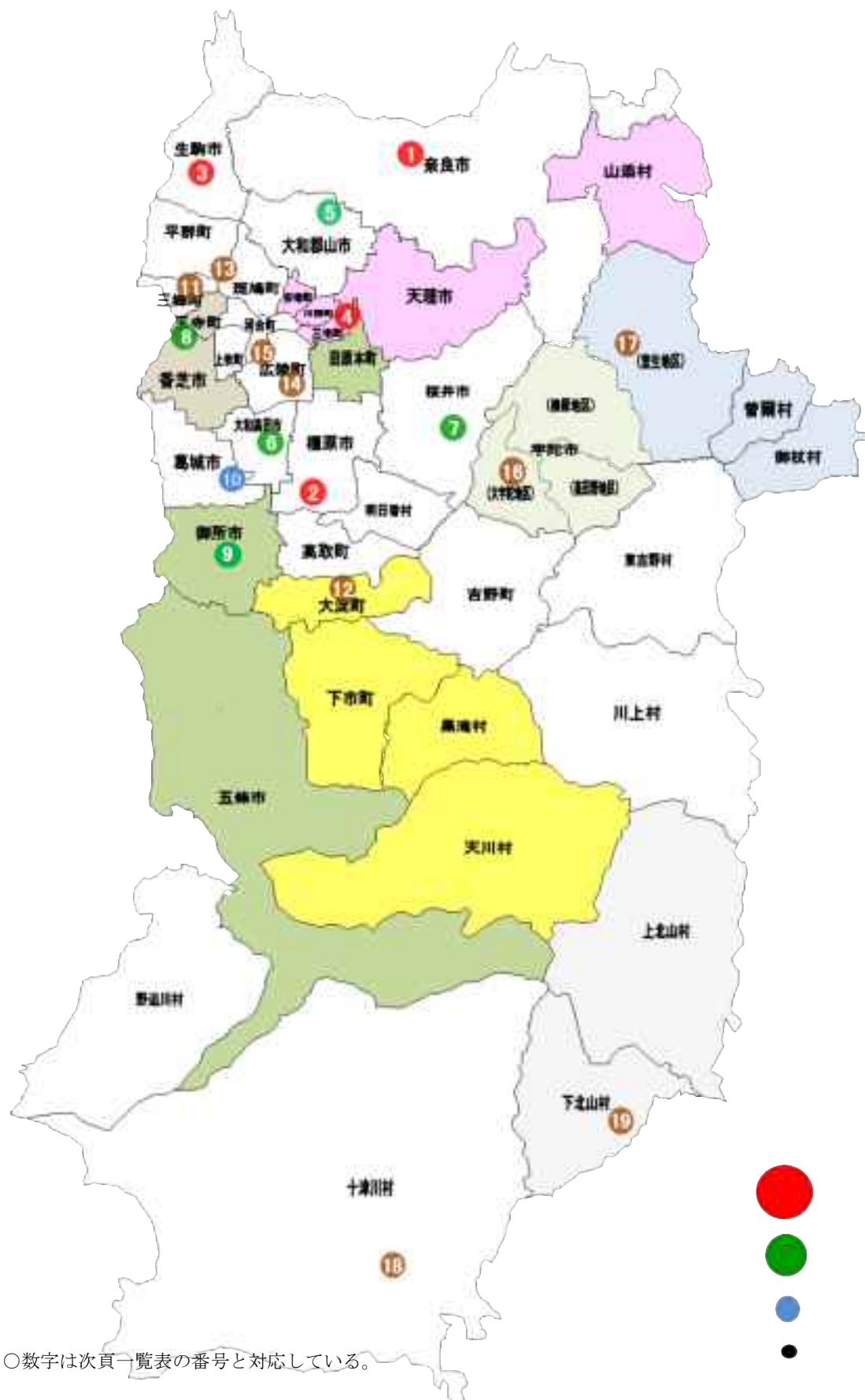
最終処分場の設置状況（令和２年度末）

設置主体	施設数	埋立容量(m ³)	残余容量(m ³)
市町村	10	2,104,013	632,112
民間業者	1	180,000	33,168
合計	11	2,284,013	665,280

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）市町村の施設数、埋立容量は埋立終了の３施設を含む。

一般廃棄物焼却等施設（市町村・一部事務組合）



注) ○数字は次頁一覧表の番号と対応している。

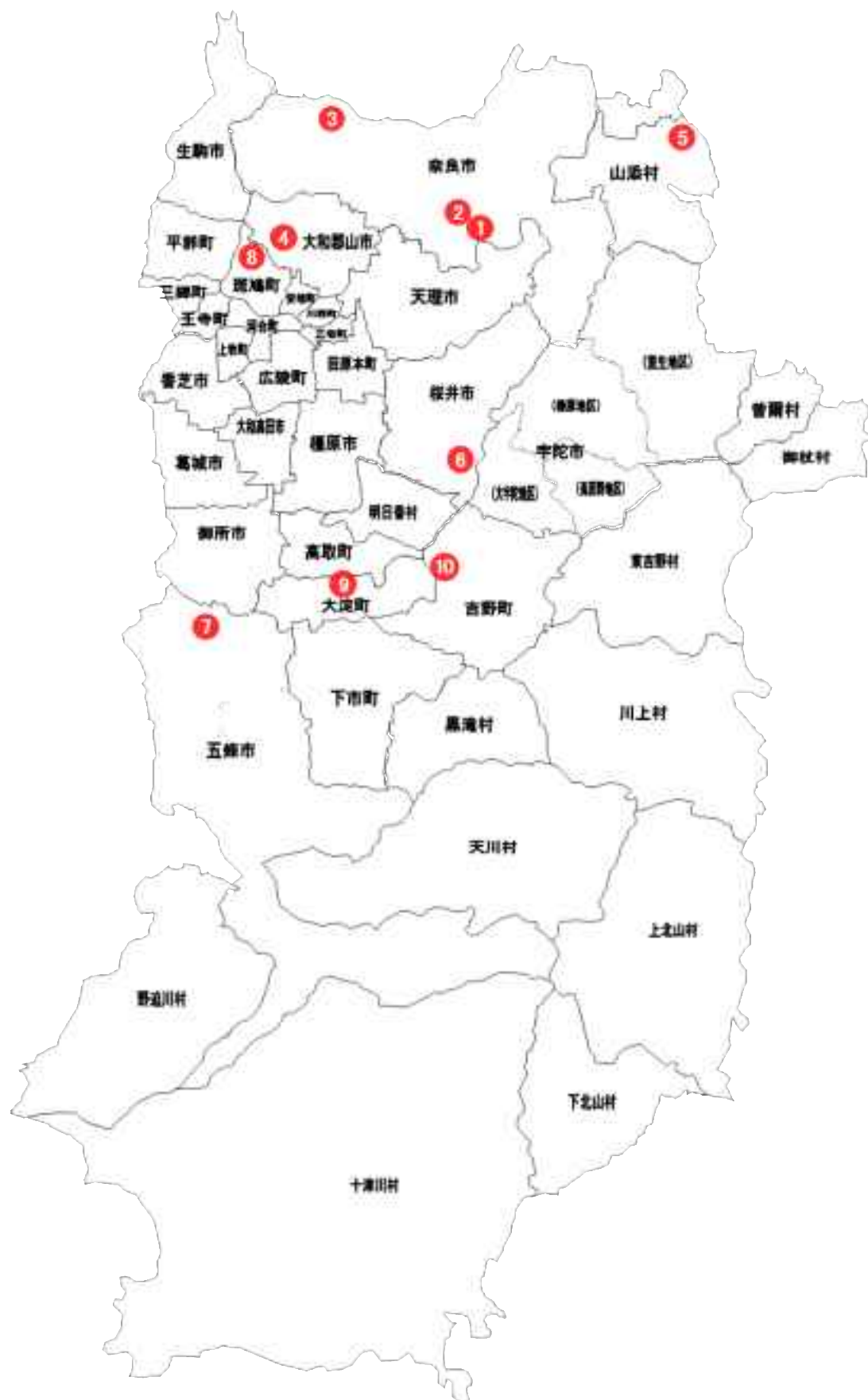
一般廃棄物焼却施設等の概要（処理能力順）

施設名	設置主体	設置年	経過 年数	処理能力 (トン/日)	ごみ処理（焼却）広域処理等
1 奈良市環境清美工場	奈良市	S57 S60	40 37	120 360	
2 グリーンセンターかしはら	橿原市	H15	19	255	高取町、明日香村、吉野町、川上村、東吉野村
3 生駒市清掃センター	生駒市	H3	31	220	
4 天理市環境グリーンセンター	天理市	S57	40	220	山添村、安堵町、川西町、三宅町
5 大和郡山市グリーンセンター	大和郡山市	S60	37	180	
6 大和高田市グリーンセンター	大和高田市	S61	36	150	
7 桜井市グリーンパーク	桜井市	H14	20	150	
8 美濃園	香芝・王寺 環境施設組合	S57	40	150	香芝市、王寺町
9 やまとグリーンパーク	やまと広域 環境衛生事務組合	H29	5	120	御所市、五條市、田原本町
10 葛城市グリーンセンター	葛城市	H29	5	50	
11 三郷町清掃センター	三郷町	H2	32	40	
12 南和広域美化センター	南和広域衛生組合	H6	28	40	大淀町、下市町、黒滝村、天川村
13 平群町清掃センター	平群町	H4	30	35	
14 広陵町グリーンセンター	広陵町	H19	15	35	ごみ燃料化施設
15 河合町清掃工場	河合町	S52	45	30	
16 宇陀グリーンセンター	宇陀市	H9	25	27	
17 東宇陀グリーンセンター	東宇陀環境衛生組合	H8	26	20	宇陀市（室生区）、曽爾村、御杖村
18 十津川村衛生センター	十津川村	H4	30	10	野迫川村
19 上下北山グリーンセンター	上下北山 衛生一部事務組合	H15	19	5	上北山村、下北山村
合 計		－	－	2,217	休止中、廃止を除く19施設

注 1）経過年数は令和 4 年現在

注 2）休止施設は除く。

最終処分場（埋立、市町村・一部事務組合）



注) ○数字は次頁一覧表の番号と対応している。

最終処分場（埋立、市町村・一部事務組合）

自治体 （*：埋立終了施設）		埋立開始 年度	経過 年数	埋立容積(m ³)	残余容量(m ³)
1	奈良市（南部・第一工区）*	S56	41	305,000	0
2	奈良市（南部・第二工区）	S57	40	869,610	510,695
3	奈良市（緊急）*	H12	22	264,403	0
4	大和郡山市	S59	38	180,000	33,168
5	山辺広域（天理市）	H8	26	94,500	2,973
6	桜井市	H18	16	30,000	22,379
7	五條市*	H6	28	133,800	0
8	斑鳩町	S59	38	39,000	26,900
9	大淀町	S56	41	87,700	21,181
10	吉野広域行政組合	S58	39	100,000	14,816
	合計	—	—	2,104,013	632,112

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）経過年数は令和4年現在、残余容量は令和2年度末現在

(2) し尿の処理

令和2年度のし尿等の排出量は215千キロリットルで、この10年間で約14%減少しています。

し尿の処理形態別人口は、下水道整備の促進や合併浄化槽の普及により、単独浄化槽人口及びし尿計画収集人口が減少傾向にあります。

令和2年度末における県内市町村のし尿処理施設は15施設となっています。

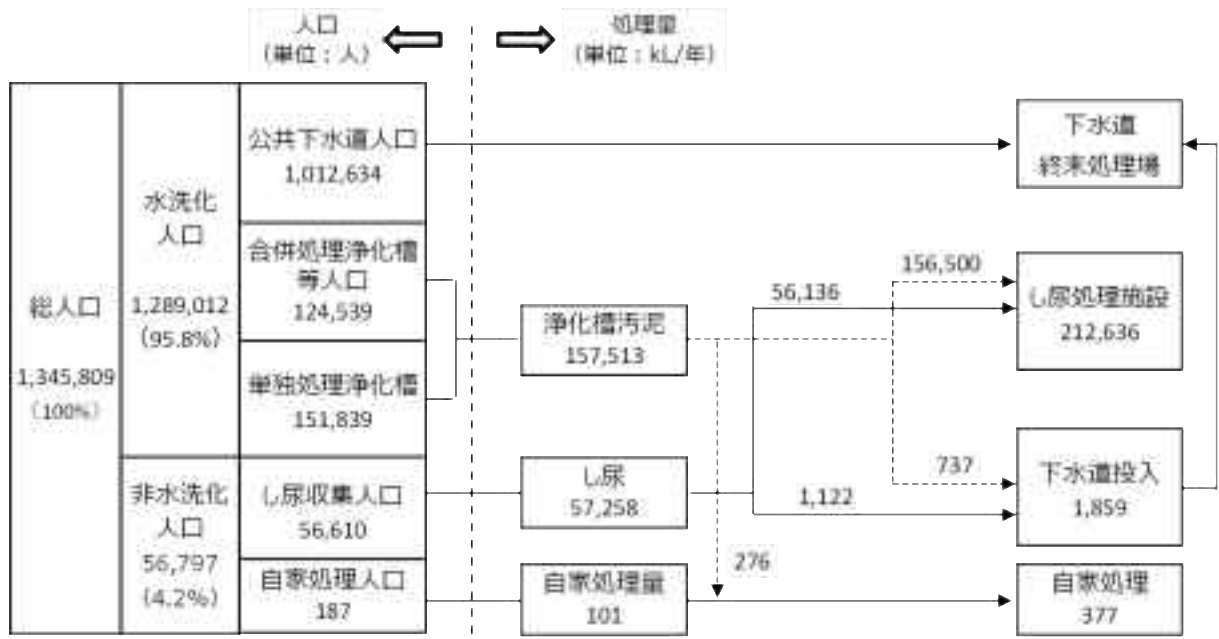


(単位：kL/年)

処理区分 \ 年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画 処理量	汲み取りし尿	81,467	77,214	74,852	71,938	68,052	65,642	63,592	59,710	57,446	55,158	57,258
	浄化槽汚泥	167,988	169,188	176,215	173,259	169,526	158,069	162,353	159,011	151,820	154,089	157,237
自家処理量		809	800	395	375	390	356	294	107	256	372	377
合計		250,264	247,202	251,462	245,572	237,968	224,067	226,239	218,828	209,522	209,619	214,872

出典：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

し尿処理の状況（令和２年度）



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注１）コミュニティ・プラント人口は合併処理浄化槽等人口に含む。

注２）四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

処理形態別人口の推移

(単位：人)

処理形態 \ 年度			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総人口			1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809
水洗化	汚水処理	公共水道	937,027	950,550	962,510	975,065	982,307	997,287	1,007,935	1,002,692	1,007,256	1,010,457	1,012,634
		コミュニティ・プラント	6,715	4,880	4,911	4,355	4,096	8,375	7,146	9,633	4,497	4,461	4,469
		合併浄化槽	120,917	132,080	152,772	143,899	146,169	138,216	134,428	135,483	137,826	133,238	120,070
	非水洗化	汚水未処理	単独浄化槽	253,112	232,880	202,240	195,919	185,141	175,648	168,301	157,749	149,637	146,375
し尿計画収集			98,937	90,643	86,827	84,918	78,379	69,075	63,280	66,621	63,905	59,931	56,610
自家処理			443	421	315	282	263	170	161	136	167	162	187
水洗化率（％）			93.0	93.5	93.8	93.9	94.4	95.0	95.4	95.1	95.3	95.6	95.8
下段：（全国値）			(92.1)	(92.6)	(93.0)	(93.5)	(93.9)	(94.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

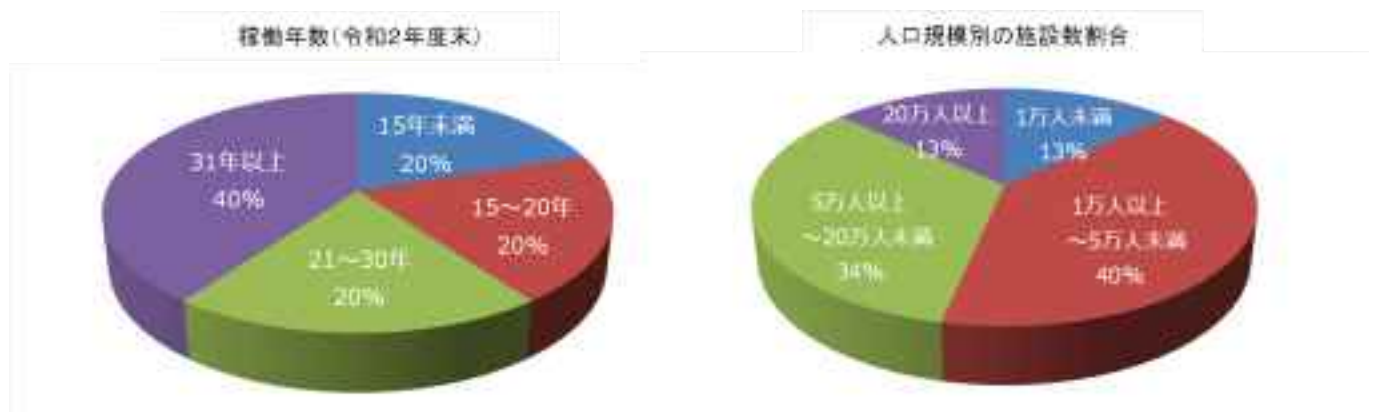
注）「公共水道」は接続人口を示す。

し尿処理施設の設置状況（令和2年度末）

種類	施設数	処理能力
し尿処理施設	15	909 kl/ 日

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

し尿処理施設の稼働年数別・人口規模別の施設数割合（令和2年度）



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

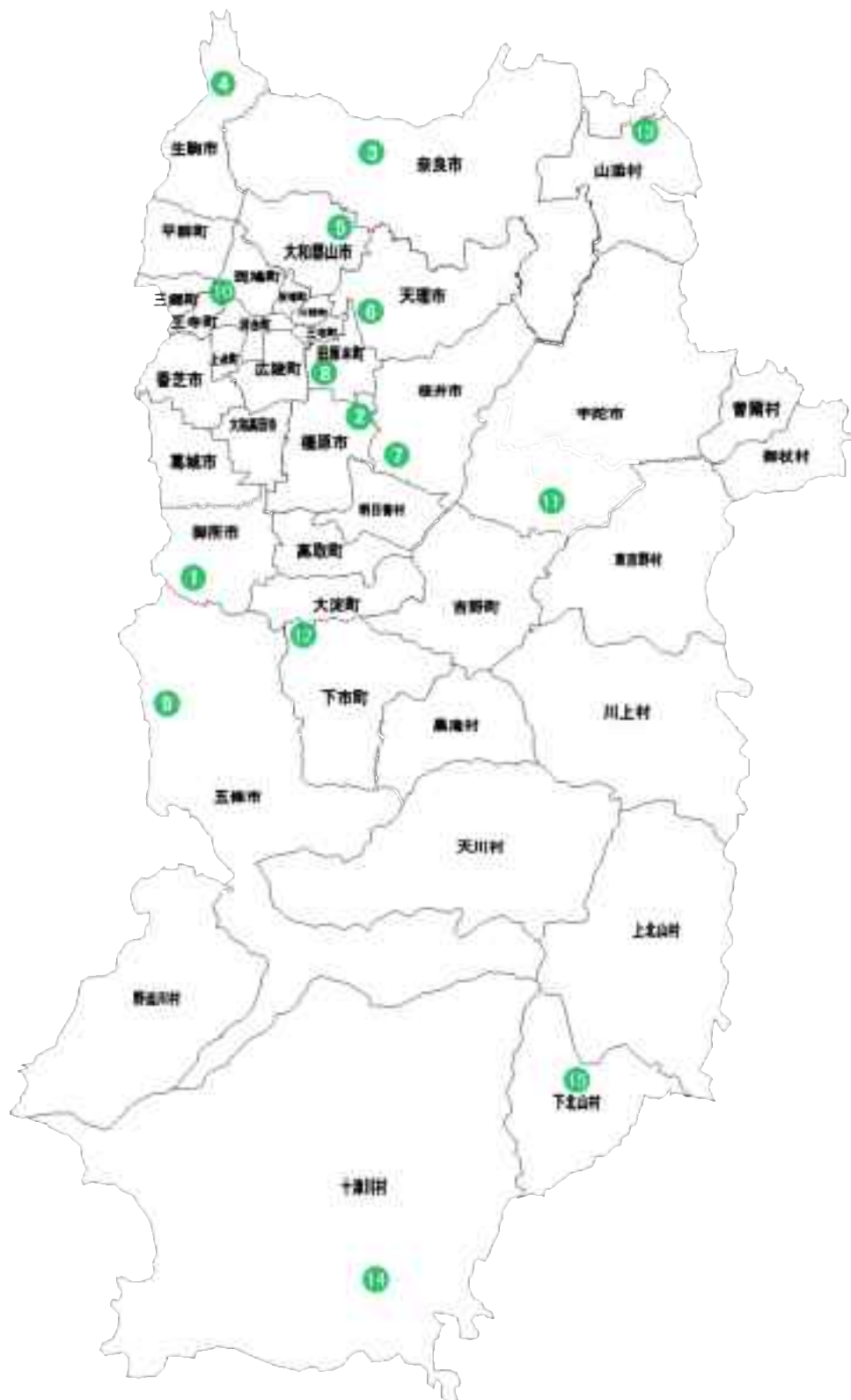
し尿処理施設（能力順）

自治体	設置年	経過年数	能力 (kl/日)	広域処理
1 葛城地区清掃事務組合	H15	19	240	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、黒滝村、川上村
2 橿原市	H19	15	96	高取町、明日香村
3 奈良市	H15	19	90	
4 生駒市	H13	21	80	平群町
5 大和郡山市	H5	29	66	
6 天理市	H4	30	57	川西町、三宅町
7 桜井市	H3	31	51	
8 田原本町	S58	39	50	
9 五條市	H27	7	48	吉野町
10 斑鳩町	S52	45	40	
11 宇陀衛生一部事務組合	S63	34	35	宇陀市、曽爾村、御杖村、東吉野村
12 下市町	S56	41	27	大淀町
13 山辺環境衛生組合	S63	34	20	山添村、奈良市（都祁、月ヶ瀬地区）
14 十津川村	H22	12	6	
15 上下北山衛生一部事務組合	S46	51	3	上北山村、下北山村
合計	—	—	909	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）経過年数は令和4年現在

し尿処理施設



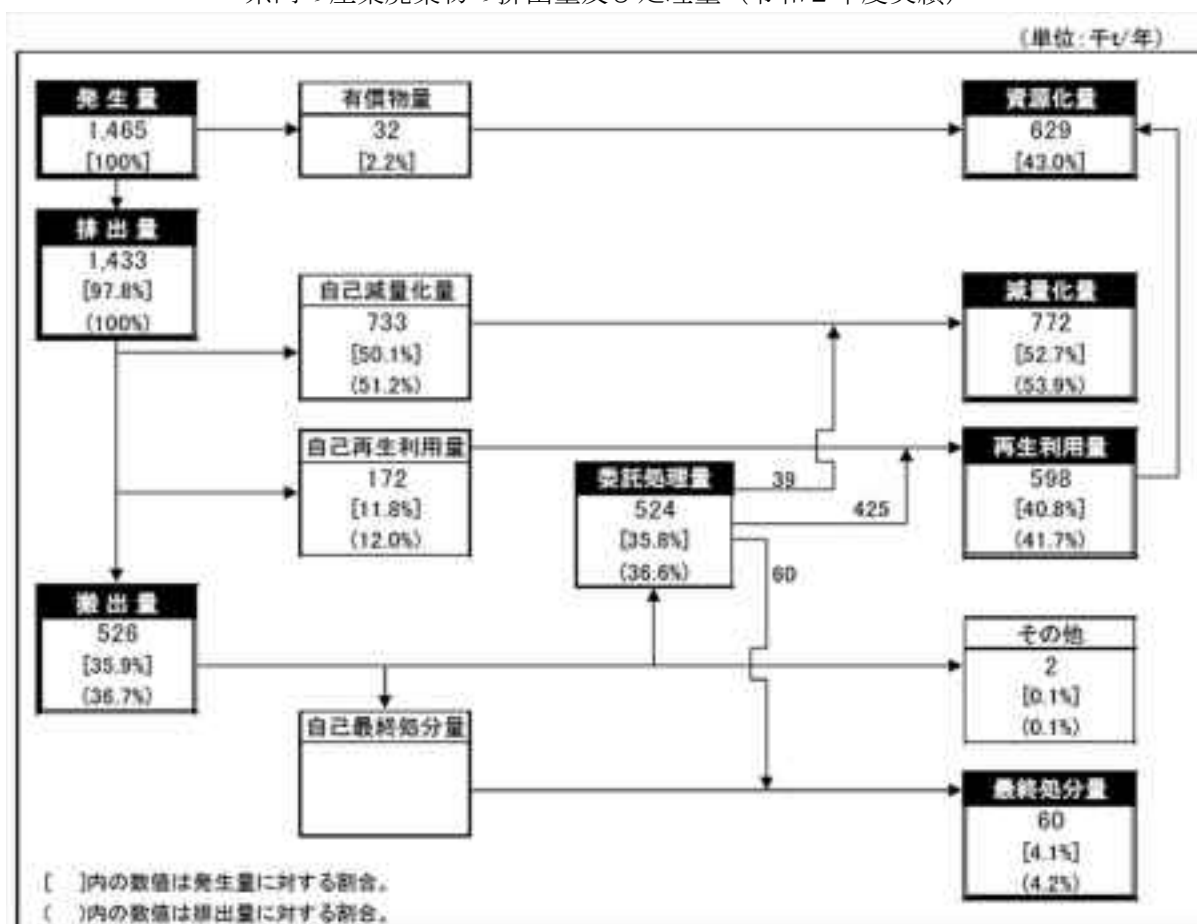
注) ○数字は前頁一覧表の番号と対応している。

3-2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の処理

令和2年度の排出量及び処理量は下図のとおりです。排出量は1,433千トンで、中間処理による減量化量は772千トン（排出量の53.9%）で、再生利用量は598千トン（同41.7%）、最終処分量は60千トン（同4.2%）となっています。

県内の産業廃棄物の排出量及び処理量（令和2年度実績）



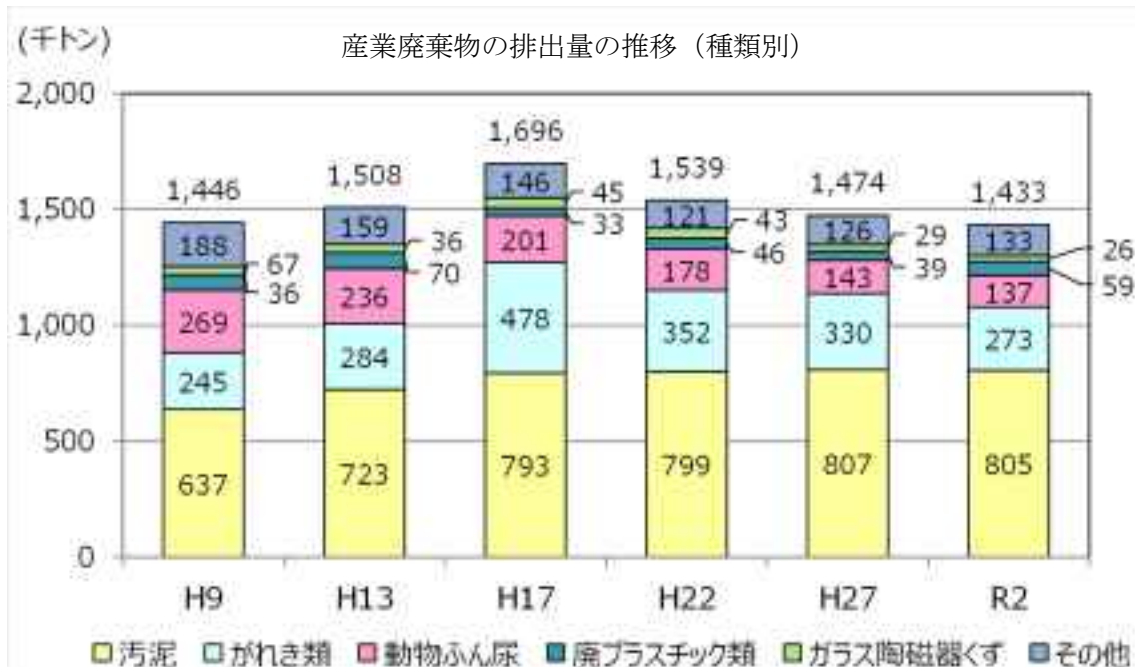
出典: 令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書(令和2年度実績)

◆産業廃棄物の実績及び目標

指標	単位	平成17年度 実績	平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 推計	令和9年度 目標
排出量	千トン	1,696	1,539	1,474	1,433	1,433
再生利用率	%	48.5	48.3	42.1	41.7	44.8
最終処分量	千トン	99	74	72	60	60

①産業廃棄物の排出状況

令和2年度の産業廃棄物の排出量は、平成27年度と比較して減少しています。業種別にみると、製造業は増加していますが、電気・水道業、建設業、農業は減少しています。種類別にみると、廃プラスチックは増加していますが、汚泥は横ばい、その他は減少しています。



出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

産業廃棄物の排出量（業種別・種類別、令和２年度）

（単位：トン/年）

業種 種類	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	学術・専門	生活関連業	医療・福祉	その他サービス	合計
燃え殻			1	0							0	0	1
汚泥			25	34	744		0	0		1	0	1	805
廃油			1	9	0		0	1		0	0	1	11
廃酸			0	4	0			0	0		0	0	4
廃アルカリ			0	1	0			0			0	0	1
廃プラスチック類	1		7	31	0		1	11	0	3	3	2	59
紙くず			1	17								0	18
木くず			29	9	0		0	0		0	0	0	40
繊維くず			0	0									0
動植物性残さ				16									16
ゴムくず			0	0			0	0			0		0
金属くず			3	8	0		0	2		0	0	2	14
ガラス陶磁器くず			9	14	0		1	0	0	0	0	1	26
鉱さい													
がれき類			264	7	1		0	0				1	273
ばいじん			0										0
動物のふん尿	137											0	137
水銀化合物			0	0	0		0	0			0	0	0
その他の産業廃棄物			5	3	0		0	7	0	0	5	5	25
合計	138		346	152	745		3	23	0	4	9	12	1,433

出典：令和３年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和２年度実績）

注１）各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注２）空白は該当値がないものであり、「0」表示は500トン未満であることを示している。

②産業廃棄物の処理状況

令和2年度の産業廃棄物の処理量は、平成27年度と比較して、再生利用量、最終処分量及び減量化量はいずれも減少しています。



出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

産業廃棄物の処理量（業種別）

業種\処理区分	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	H27	R2	H27	R2	H27	R2	H27	R2
農業	143 (100%)	138 (100%)	143 (100%)	137 (99%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (0%)
林業	0.477 (100%)		0.168 (35%)		0.287 (60%)		0.022 (5%)	
建設業	374 (100%)	346 (100%)	342 (91%)	318 (92%)	12 (3%)	11 (3%)	20 (5%)	17 (5%)
製造業	137 (100%)	152 (100%)	83 (61%)	88 (58%)	40 (29%)	54 (35%)	14 (10%)	10 (7%)
電気・水道業	761 (100%)	745 (100%)	19 (3%)	24 (3%)	715 (94%)	701 (94%)	27 (4%)	21 (3%)
情報通信業	0.593 (100%)		0.541 (91%)		0.044 (7%)		0.008 (1%)	
運輸業	3 (100%)	3 (100%)	2 (75%)	2 (61%)	0 (4%)	1 (17%)	1 (22%)	1 (21%)
卸・小売業	23 (100%)	23 (100%)	17 (73%)	16 (72%)	4 (16%)	1 (7%)	2 (10%)	5 (22%)
医療・福祉業	7 (100%)	9 (100%)	1 (21%)	2 (23%)	4 (52%)	5 (59%)	2 (27%)	2 (18%)
学術・専門	6 (100%)	0 (100%)	3 (48%)	0 (10%)	2 (34%)	0 (90%)	1 (18%)	0 (1%)
生活関連	2 (100%)	4 (100%)	1 (25%)	3 (67%)	1 (32%)	0 (10%)	1 (43%)	1 (23%)
その他(リサイクル業)	16 (100%)	12 (100%)	10 (60%)	8 (60%)	3 (17%)	1 (12%)	4 (23%)	3 (28%)
合計	1,474 (100%)	1,433 (100%)	621 (42%)	598 (42%)	781 (53%)	775 (54%)	72 (5%)	60 (4%)

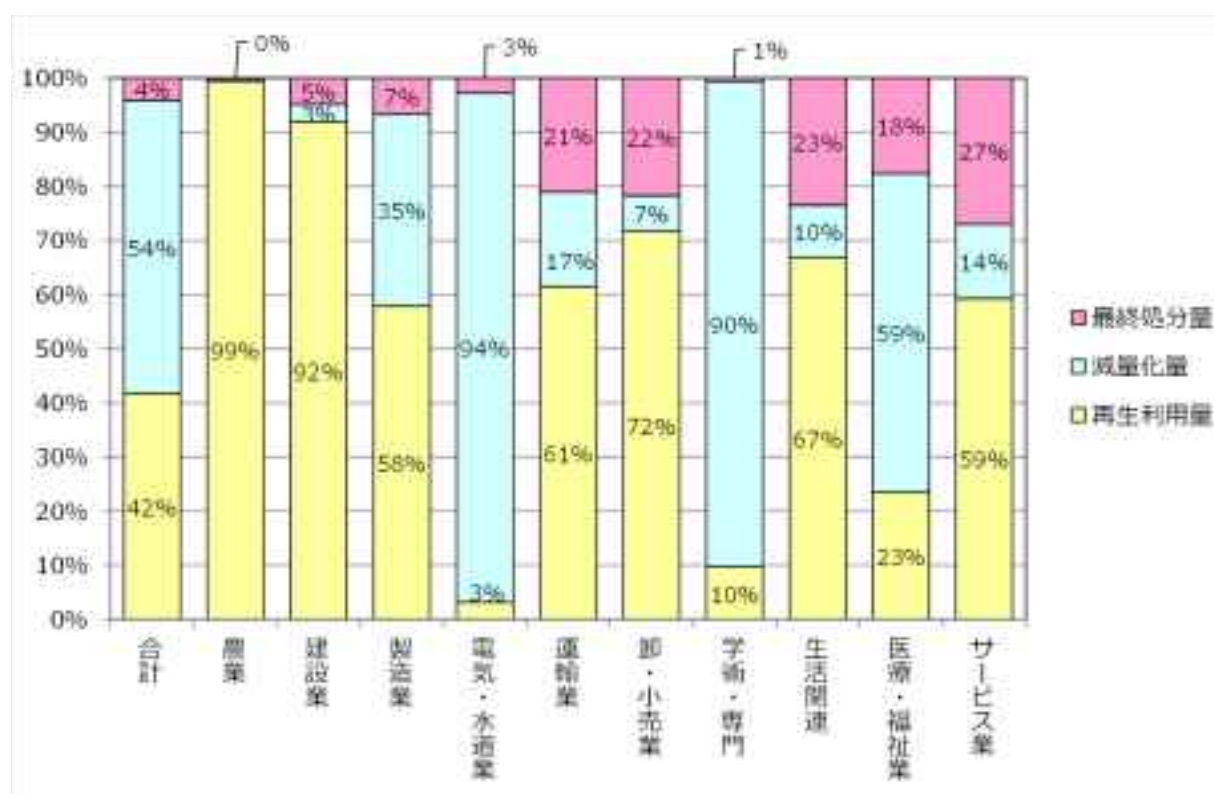
出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

注1）各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注2）空白は該当値がないものであり、「0」表示は500トン未満であることを示している。

注3）下段（ ）内の数字は各年の排出量に対する比率を示す。

業種別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合（令和２年度）



出典：令和３年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和２年度実績）

産業廃棄物の処理量の推移（種類別）

（単位：トン／年）

種類／処理区分	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	H27	R2	H27	R2	H27	R2	H27	R2
燃え殻	1 (100%)	1 (100%)	0 (9%)	1 (72%)	0 (0%)	0 (28%)	0 (32%)	0 (0%)
汚泥	807 (100%)	805 (100%)	30 (4%)	49 (6%)	746 (92%)	733 (91%)	31 (4%)	24 (3%)
廃油	13 (100%)	11 (100%)	5 (40%)	6 (51%)	8 (59%)	5 (48%)	0 (1%)	0 (1%)
廃酸	10 (100%)	4 (100%)	7 (73%)	2 (44%)	2 (23%)	2 (53%)	0 (4%)	0 (3%)
廃アルカリ	5 (100%)	1 (100%)	2 (43%)	0 (6%)	3 (52%)	1 (69%)	0 (5%)	0 (6%)
廃プラスチック	39 (100%)	59 (100%)	26 (67%)	40 (68%)	6 (15%)	10 (16%)	7 (18%)	10 (16%)
紙くず	7 (100%)	18 (100%)	6 (79%)	18 (99%)	1 (15%)	0 (0%)	0 (6%)	0 (1%)
木くず	45 (100%)	40 (100%)	40 (88%)	32 (80%)	3 (6%)	6 (16%)	3 (6%)	1 (4%)
繊維くず	0 (100%)	0 (100%)	0 (67%)	0 (29%)	0 (13%)	0 (63%)	0 (20%)	0 (7%)
動植物性残さ	8 (100%)	16 (100%)	6 (71%)	9 (58%)	2 (25%)	6 (38%)	0 (4%)	1 (4%)
ガラスくず	0 (100%)	0 (100%)	0 (64%)	0 (30%)	0 (0%)	0 (4%)	0 (36%)	0 (65%)
金属くず	17 (100%)	14 (100%)	17 (95%)	13 (92%)	0 (1%)	0 (0%)	1 (4%)	1 (8%)
ガラス陶磁器	29 (100%)	26 (100%)	19 (67%)	18 (67%)	5 (16%)	4 (14%)	5 (17%)	5 (19%)
電池	2 (100%)	0 (0%)	0 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (99%)	0 (0%)
がれき類	330 (100%)	273 (100%)	316 (96%)	263 (96%)	0 (0%)	2 (1%)	14 (4%)	9 (3%)
ばいりふ	0 (100%)	0 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (100%)	0 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
動物ふん尿	143 (100%)	137 (100%)	143 (100%)	137 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	16 (100%)	25 (100%)	4 (24%)	11 (43%)	5 (28%)	6 (23%)	8 (48%)	9 (34%)
合計	1,474 (100%)	1,433 (100%)	621 (42%)	598 (42%)	779 (53%)	775 (54%)	74 (5%)	60 (4%)

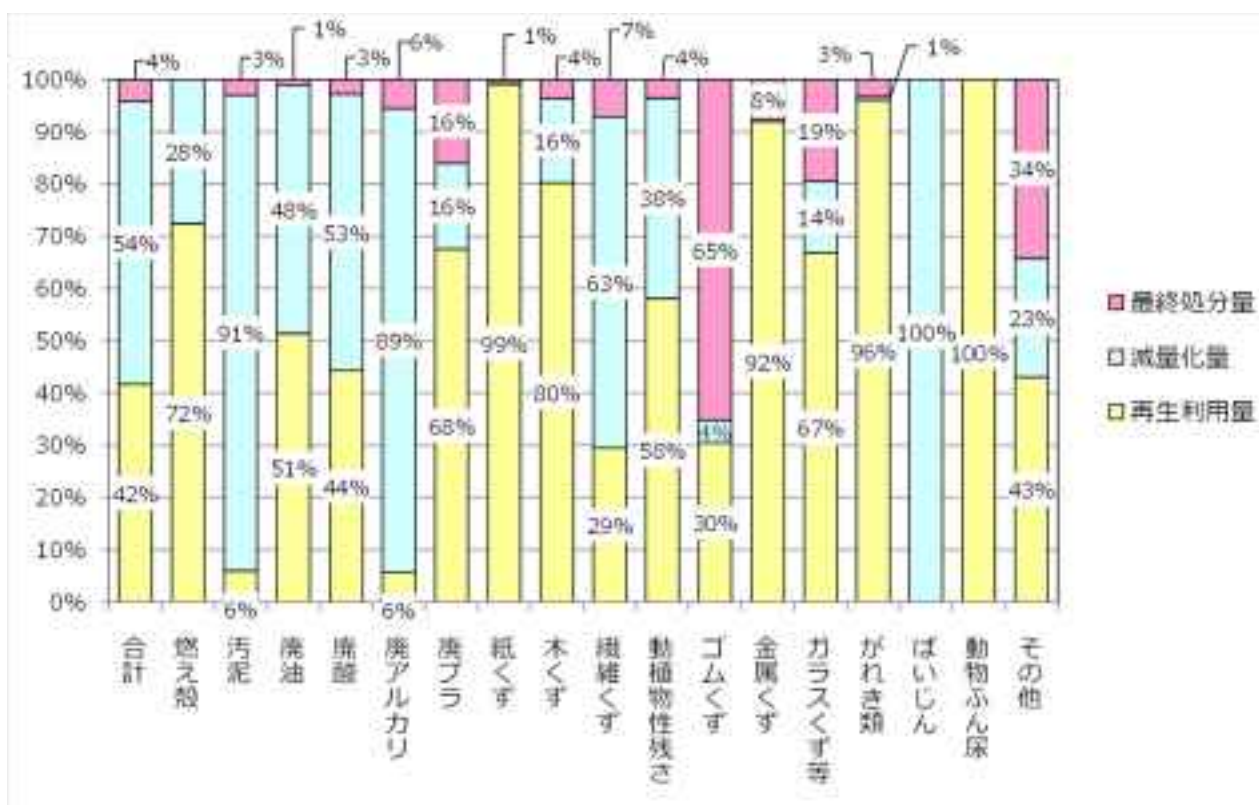
出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

注1）各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注2）空白は該当値がないものであり、「0」表示は500トン未満であることを示している。

注3）下段（ ）内の数字は各年の排出量に対する比率を示す。

種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合（令和2年度）



出典: 令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書(令和2年度実績)

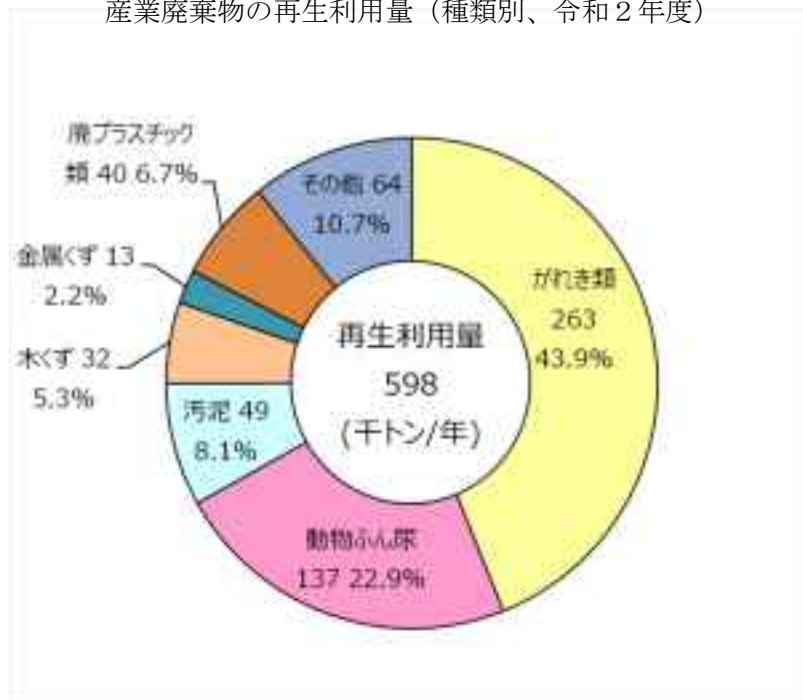
○再生利用（リサイクル）の状況

再生利用量を業種別にみると、建設業が 53.3%で最も多く、次いで、農業が 22.9%、製造業が 14.7%等となっています。再生利用量を種類別にみると、がれき類が 43.9%で最も多く、次いで、動物のふん尿が 22.9%、汚泥が 8.1%等となっています。

産業廃棄物の再生利用量（業種別、令和2年度）



産業廃棄物の再生利用量（種類別、令和2年度）



出典: 令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書(令和2年度実績)

産業廃棄物の再生利用量（業種別・種類別、令和2年度）

（単位：千トン/年）

業種 種類	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	学術・専門	生活関連業	医療・福祉	その他サービス	合計
燃え殻			1	0	0						0	0	1
汚泥			21	4	23			0		0	0	0	49
廃油			0	5	0		0	0		0	0	0	6
廃酸			0	2	0			0	0		0	0	2
廃アルカリ			0	0				0			0	0	0
廃プラスチック類			6	19	0		0	9	0	2	2	1	40
紙くず			1	17									18
木くず			25	6	0		0	0			0	0	32
繊維くず			0	0								0	0
動植物性残さ				9									9
ゴムくず			0	0			0	0					0
金属くず			2	7	0		0	1		0	0	2	13
ガラス陶磁器くず			5	11	0		1	0		0	0	1	18
紙さい													
がれき類			255	6	1		0	0				1	263
ばいじん													
動物のふん尿	137												137
水銀化合物			0	0	0		0	0			0	0	0
その他の産業廃棄物			3	1	0		0	5	0	0	0	2	11
合計	137		318	88	24		2	16	0	3	2	8	598

出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

注1）各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注2）空白は該当値がないものであり、「0」表示は500トン未満であることを示している。

○最終処分の状況

最終処分量を業種別にみると、電気・水道業が 34.6%で最も多く、次いで、建設業が 28.3%、製造業が 17.0%等となっています。最終処分量を種類別にみると、汚泥が 43.8%で最も多く、次いで、がれき類が 13.0%、廃プラスチック類が 9.7%等となっています。



出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

産業廃棄物の最終処分量（業種別・種類別、令和2年度）

（単位：千トン/年）

業種 種類	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	学術・専門	生活関連業	医療・福祉	その他サービス	合計
燃え殻			0	0	2							0	2
汚泥			1	2	19		0	0		0	0	0	22
廃油			0	0	0		0	0			0	0	0
廃酸			0	0	0			0			0	0	0
廃アルカリ				0	0			0			0	0	0
廃プラスチック類	1		1	5	0		0	1		1	0	1	10
紙くず			0									0	0
木くず			1	0	0		0	0		0	0	0	1
繊維くず			0	0									0
動植物性残さ				1									1
ゴムくず				0							0		0
金属くず			0	0	0			0		0	0	0	1
ガラス陶磁器くず			4	0	0		0	0		0	0	0	5
紙さい									0				
がれき類			8	0	0		0	0				0	9
ばいじん												0	
動物のふん尿													
水銀化合物			0	0	0			0			0	0	0
その他の産業廃棄物			2	2	0		0	2	0	0	1	2	9
合計	1		17	10	21		1	5	0	1	2	3	60

出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

注1）各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注2）空白は該当値がないものであり、「0」表示は500トン未満であることを示している。

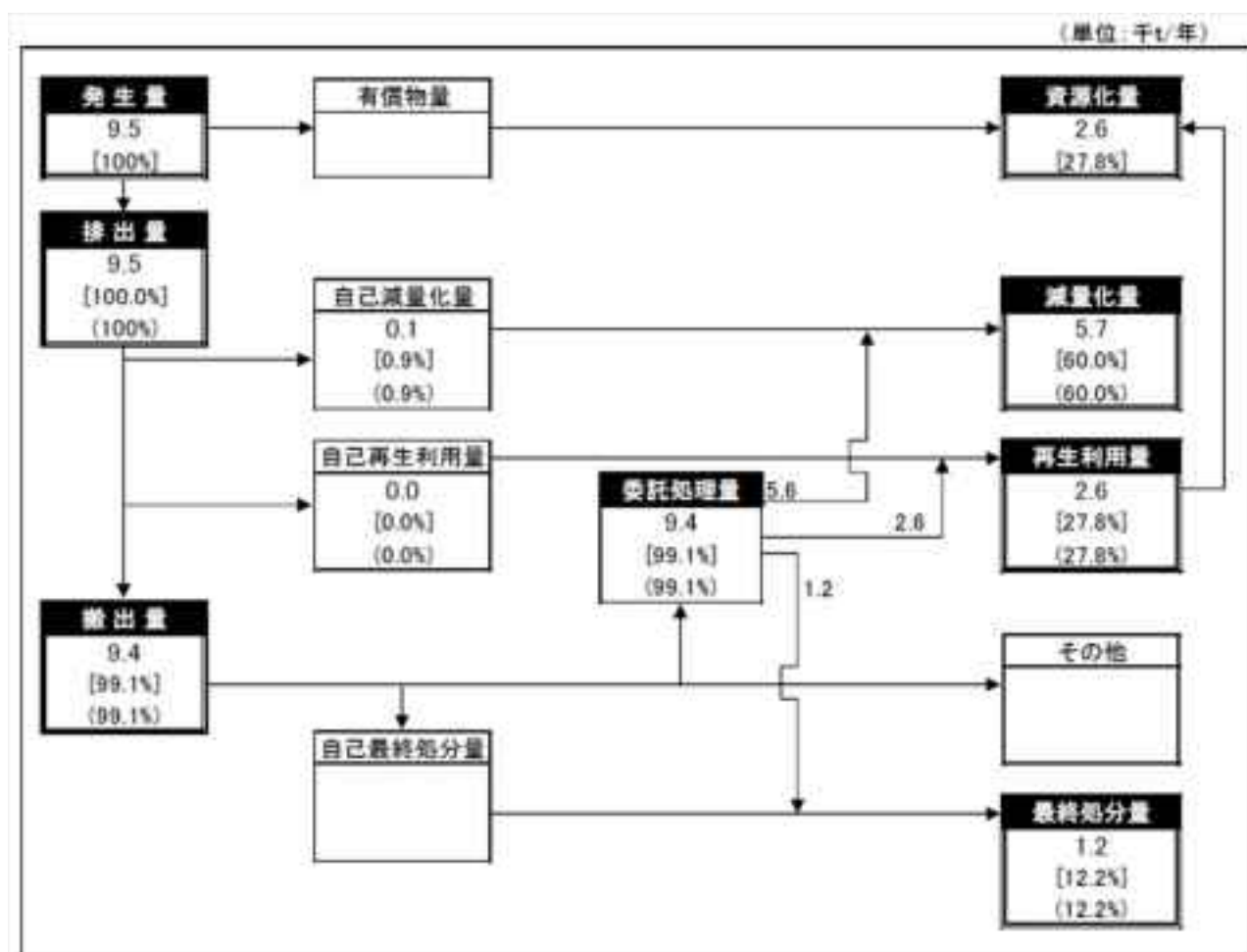
(2) 特別管理産業廃棄物処理の状況

令和2年度の1年間に県内で発生した特別管理産業廃棄物の排出量は9.5千トンとなっています。再生利用量は2.6千トン(排出量の27.8%)であり、減量化量が5.7千トン(同60.0%)、最終処分量が1.2千トン(同12.2%)となっています。

業種別にみると、排出量では、医療・福祉が4.6千トン(排出量の48.0%)と最も多く、次いで、製造業が4.4千トン(同46.7%)となっています。最終処分量では、製造業が0.8千トン(最終処分量全体の66.8%)と最も多く、次いで、医療・福祉が0.2千トン(同20.4%)、建設業が0.1千トン(同11.0%)となっています。

種類別にみると、排出量では、感染性廃棄物が4.6千トン(排出量の48.1%)と最も多く、次いで、腐食性廃酸が3.1千トン(同32.9%)、引火性廃油が1.4トン(同14.5%)となっています。最終処分量では、感染性廃棄物が0.4千トン(最終処分量全体の32.3%)となっています。

県内の特別管理産業廃棄物の排出量及び処理量(令和2年度実績)



出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書(令和2年度実績)

注1) []内の数値は発生量に対する割合を、()内の数値は排出量に対する割合を示している。

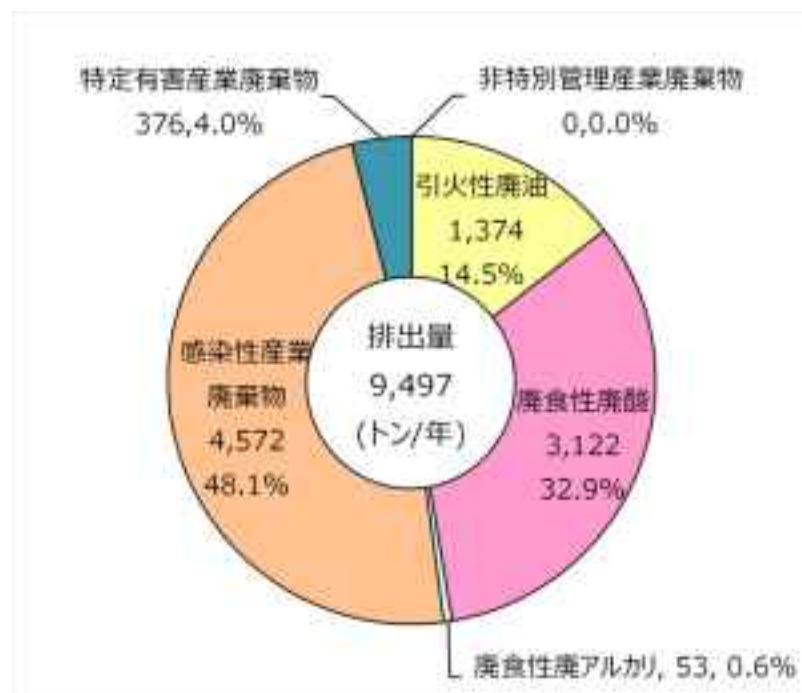
注2) 各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注3) 空白は該当値がないものであり、「0.0」表示は50トン未満であることを示している。

特別管理産業廃棄物の排出量（業種別、令和2年度）



特別管理産業廃棄物の排出量（種類別、令和2年度）



出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況（業種別、令和２年度）

（単位：トン/年）

業 種	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
建設業	4,436	2,533	1,776	127
製造業	4,557	94	3,690	773
教育・学習	95		86	9
医療・福祉業	321	6	79	236
その他	88	6	70	12
合計	9,497	2,639	5,701	1,157

出典：令和３年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和２年度実績）

注）各項目の数値は四捨五入しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況（種類別、令和２年度）

（単位：トン/年）

種 類	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
特定有害産業廃棄物	376	8	127	241
引火性廃油	1,374	959	415	
廃食性廃アルカリ	53		53	
廃食性廃酸	3,122	1,437	1,685	
感染性産業廃棄物	4,572		4,198	374
非特別管理産業廃棄物		234	-776	542
合計	9,497	2,639	5,701	1,157

出典：令和３年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和２年度実績）

注１）各項目の数値は四捨五入しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注２）非特別管理産業廃棄物とは、焼却等の中間処理により特別管理産業廃棄物ではなくなった産業廃棄物。

(3) 産業廃棄物処理施設の状況

令和4年3月末現在の産業廃棄物の処理施設（許可対象施設）は、全体で63施設となっています。令和4年3月末現在における法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業及び同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可状況は、収集運搬業4,106件（奈良県：4,099件、奈良市：7件）、処分業87件（奈良県：78件、奈良市：9件）となっています。

令和4年3月末現在で設置許可があり、稼働中の産業廃棄物の最終処分場は全体で6施設となっており、このうち安定型処分場は5施設、管理型処分場は1施設となっています。残余容量は、令和4年3月末現在で、約2,343千 m^3 となっており、このうち安定型処分場が約498千 m^3 、管理型処分場が約1,845千 m^3 となっています。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和4年3月末現在）

施設内容	奈良県		奈良市	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設	7 (7)	733($\text{m}^3/\text{日}$)	1 (2)	148(m^3/t)
汚泥の焼却施設	1 (1)	1.4($\text{t}/\text{日}$)	0 (0)	—
廃油の焼却施設	1 (1)	0.52($\text{t}/\text{日}$)	0 (0)	—
廃酸・廃アルカリの中和施設	0 (0)	—	0 (0)	—
廃プラスチック類の焼却施設	1 (2)	1.5($\text{t}/\text{日}$)	0 (0)	—
廃プラスチック類、木くずの破碎施設	24 (22)	1,355($\text{t}/\text{日}$)	14 (7)	1,039($\text{t}/\text{日}$)
がれき類等の破碎施設	22 (22)	8,894($\text{t}/\text{日}$)	6 (6)	835($\text{t}/\text{日}$)
焼却施設（汚泥、廃油、廃プラ類を除く）	7 (9)	27.6($\text{t}/\text{日}$)	1 (1)	4.1($\text{t}/\text{日}$)
その他の施設	0 (0)	—	0 (0)	—
計	63 (64)	—	22 (16)	—

注1）（ ）内は、平成29年3月末現在

注2）法第15条許可対象施設であり、同一施設であって複数に該当する場合は、各々の施設数を1とする。

注3）処理能力は、設置許可数に基づいた処理能力の合計とする。

産業廃棄物処理業者の許可件数（令和４年３月末現在）

（単位：件）

（単位：千円）

区分			奈良県			奈良市		
			県内	県外	計	市内	市外	計
産業廃棄物	収集運搬業		1,216 (1,102)	2,594 (2,023)	3,810 (3,125)	6 (11)	1 (8)	7 (19)
	処分業	中間処理	63 (67)	7 (6)	70 (73)	5 (8)	3 (2)	8 (10)
		最終処分	6 (6)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計		1,285 (1,175)	2,601 (2,029)	3,886 (3,204)	11 (19)	4 (10)	15 (29)
特別管理 作業廃棄物	収集運搬業		28 (29)	261 (212)	289 (241)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	処分業	中間処理	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
		最終処分	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計		29 (30)	262 (212)	291 (242)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
合計			1,314 (1,205)	2,863 (2,241)	4,177 (3,446)	12 (20)	4 (10)	16 (30)

注１）（ ）内は、平成 29 年 3 月末現在

注２）収集運搬業は積替え・保管を含む

産業廃棄物最終処分場の設置許可状況（令和４年３月末現在）

区分		奈良県			奈良市			合計		
		自社	処理業	計	自社	処理業	計	自社	処理業	計
安定型	施設数	0 (1)	5 (5)	5 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	5 (5)	5 (6)
	残余容量 (千m³)	0 (21)	498 (610)	498 (631)	－	－	－	0 (21)	498 (610)	498 (631)
管理型	施設数	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	残余容量 (千m³)	－	1,845 (393)	1,845 (393)	－	0 (0)	0 (0)	－	1,845 (393)	1,845 (393)

注１）（ ）内は、平成 29 年 3 月末現在

注２）大阪湾フェニックスを除く

(4) 産業廃棄物の広域移動状況

産業廃棄物処理業者に委託された 526 千トンのうち、県内で処理された量は 366 千トン（委託処理量の 69.6%）であり、県外で処理された量は 160 千トン（同 30.4%）となっています。

委託処理量を種類別にみると、県内で処理されたのは、がれき類が 243 千トン（県内委託処理量の 66.8%）で最も多く、次いで、汚泥、廃プラスチック類等となっており、県外で処理されたのは、廃プラスチック類が 34 千トン（県外委託処理量の 21.3%）で最も多く、次いで、汚泥、がれき類となっています。

県外委託処理量を地方ブロック別にみると、近畿地方が 155 千トン（県外委託処理量の 97.1%）で最も多く、次いで、中部地方、中国地方等となっています。

産業廃棄物の県内外の移動状況（令和 2 年度）

単位：千トン・年

区分	搬入量	委託処理量			自己最終処分量	その他量
		委託処理量	中間処理量	直接最終処分量		
合計	526 (100%)	524 (100%)	497 (100%)	27 (100%)		2 (100%)
県内	366 (69.6%)	364 (69.5%)	343 (69.0%)	22 (78.9%)		2 (100%)
県外	160 (30.4%)	160 (30.5%)	154 (31.0%)	6 (21.1%)		

出典：令和 3 年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和 2 年度実績）

注 1）各項目の数値は、四捨五入しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注 2）空白は該当値がないものであり、「0」表示は 500 トン未満であることを示している。

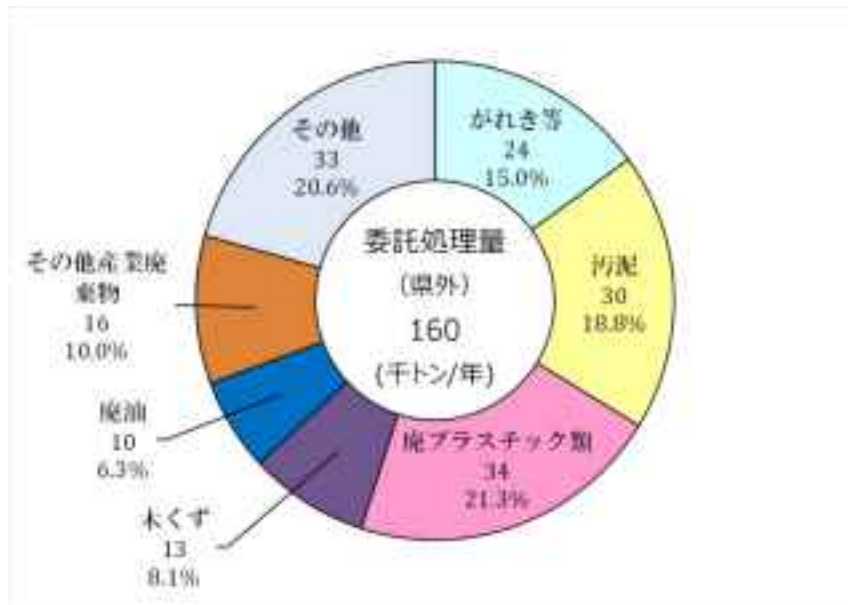
産業廃棄物の県内外の移動状況（種類別、令和 2 年度）

[県内の処理状況]



出典：令和 3 年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和 2 年度実績）

[県外の処理状況]



出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

産業廃棄物の県内外の移動状況（ブロック別等、令和2年度）

(単位：トン/年)

種類 \ 地域	合計	北海道 東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州 沖縄
合計	159,942	31	171	2,385	155,274	1,638	90	353
燃え殻	1,913		81		1,761	7		64
汚泥	30,046		0	89	29,565	141	0	251
廃油	10,206	0	2	2,002	8,181	5	5	11
廃酸	4,170	0	12	117	4,038	2		1
廃アルカリ	1,159		2	18	1,138			1
廃プラスチック類	33,556		1	112	32,388	1,054		1
紙くず	828				828		0	
木くず	12,600		70		12,530			
繊維くず	385				385			
動物性残さ	6,445			0	6,108	337		
ゴムくず	17				17			
金属くず	5,595	0	0	35	5,560	0		0
ガラスくず等	12,475	6		6	12,435	28		0
鋳さい	0							
がれき類	23,923	0			23,923			
ばいじん	1					1		
動物のふん尿	0							
その他産業廃棄物	16,471	23	2	5	16,414	0	4	23
水銀廃棄物	127	9	2		116			
感染系廃棄物	3,823			0	3,796		4	23
混合物等	12,520	14		5	12,501	0		

出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

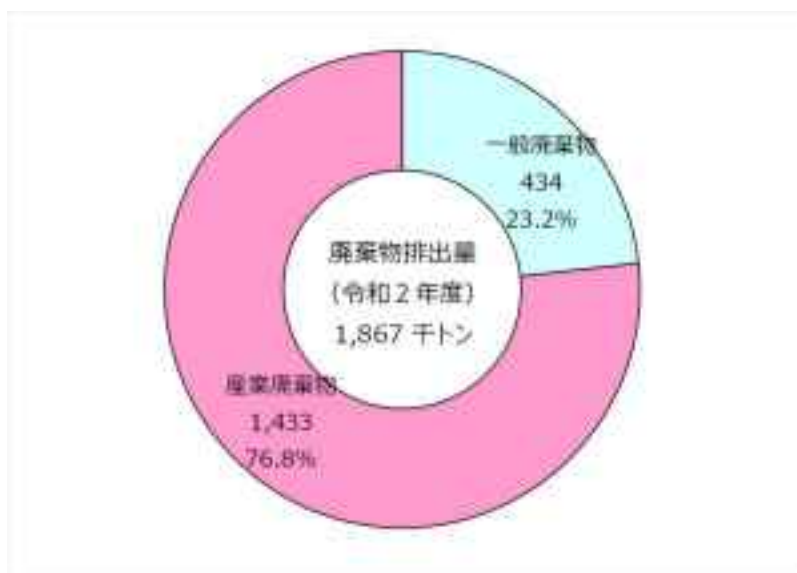
注1）各項目の数値は、四捨五入しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

注2）空白は該当値がないものであり、「0」表示は500kg未満であることを示している。

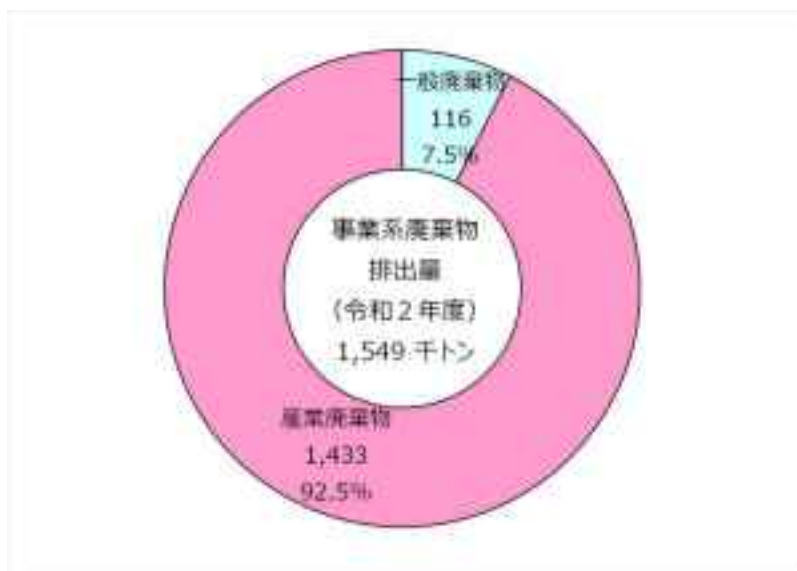
3-3 廃棄物排出量の内訳

令和2年度に奈良県内で排出された廃棄物は1,867千トンであり、そのうちの23.2%が一般廃棄物、76.8%が産業廃棄物です。また、事業系廃棄物の排出量は1,549千トンであり、そのうち一般廃棄物は7.5%、産業廃棄物は92.5%となっています。

廃棄物排出量の内訳（令和2年度）



事業系廃棄物排出量の内訳（令和2年度）



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）及び令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

3-4 大阪湾フェニックス計画

(1) 大阪湾フェニックス計画の目的

大阪湾フェニックス計画は、近畿の自治体や港湾管理者が出資する事業であり、大阪湾の埋立により、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図るものです。

この大阪湾フェニックス計画には、次の2つの大きな目的があります。

- ①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ②埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。

なお、広域処理対象区域（令和4年10月現在）は、近畿2府4県のうち169市町村であり、奈良県内は12市15町8村が対象区域となっています。

(2) 大阪湾フェニックス計画の主な経緯

昭和56年12月	広域臨海環境整備センター法施行
昭和57年3月	大阪湾広域臨海環境整備センター設立
平成2年1月	尼崎沖処分場受入開始
平成4年1月	泉大津沖処分場受入開始
平成13年12月	神戸沖処分場受入開始
平成21年10月	大阪沖処分場受入開始
平成30年3月	基本計画の変更認可（埋立期間を令和14年度まで延長）
令和4年8月	基本計画の変更認可（山添村の追加、泉大津沖・尼崎沖の受入期間延伸）

(3) 現況等

大阪湾フェニックスセンター埋立処分場の状況

(令和3年3月末現在)

処分場	受入開始時期	区画名	面積 (ha)	計画量 (千m ³)	埋立量 (千m ³)	うちR2実績 (千m ³)	進捗率 (%)
尼崎沖	平成2年1月	管理型	33	4,782	3,957	0	82.8%
		安定型	80	11,000	11,628	168	105.7%
		全 体	113	15,782	15,585	168	98.8%
泉大津沖	平成4年1月	管理型	67	10,800	9,609	1	89.0%
		安定型	136	20,000	20,342	324	101.7%
		全 体	203	30,800	29,951	325	97.2%
神戸沖	平成13年12月	管理型	88	15,000	11,684	187	77.9%
大阪沖	平成21年10月	管理型	95	13,975	5,940	401	42.5%
合 計		管理型	283	44,557	31,190	590	70.0%
		安定型	216	31,000	31,970	492	103.1%
		全 体	499	75,557	63,160	1,082	83.6%

出典：大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ

注1）全体埋立量は大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（案）概要説明書（令和4年4月、大阪湾広域臨海環境整備センター）より

注2）埋立量の管理型・安定型及びR2実績は「処分場維持管理情報」から換算している。

注3）尼崎沖・泉大津沖埋立処分場の管理型区画については、廃棄物の受入を終了している。

(4) 奈良県からの廃棄物の大阪湾フェニックスセンター埋立処分場への搬入状況

奈良県から大阪湾フェニックスセンター埋立処分場へ搬入された量は、令和3年度で一般廃棄物が30千トン、産業廃棄物が4千トンとなっています。

大阪湾フェニックスセンター埋立処分場への搬入量の推移

(単位：千トン)

種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
一般廃棄物	40	41	40	39	37	35	34	37	36	34	32	30
産業廃棄物	6	6	6	5	5	4	3	3	3	3	3	4

大阪湾フェニックスセンター埋立処分場への依存状況

一般廃棄物	H13	H17	H22	H27	R2
最終処分量（千トン）	82	78	64	61	51
フェニックス搬入量（千トン）	48	40	40	35	32
フェニックス依存度	58.5%	51.3%	62.5%	57.4%	62.7%

産業廃棄物	H13	H17	H22	H27	R2
最終処分量（千トン）	184	99	74	72	60
フェニックス搬入量（千トン）	4	3	6	4	3
フェニックス依存度	2.2%	3.0%	8.1%	5.6%	5.0%

3-5 不法投棄等の状況

県内の不法投棄の発生件数は、年度ごとでバラツキが大きくなっています。

家電リサイクル法対象品目の不法投棄台数は、平成 15 年度をピークに減少した後、テレビ放送の地上波デジタル放送への移行(平成 23 年 7 月)に伴って一時的にテレビの不法投棄が増加しましたが、その後は減少しています。令和 2 年度の内訳を見ると、テレビが全体の 5 割以上を占めています。

不法投棄・不法焼却の発生件数の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3
不法投棄	43	47	80	50	45
不法焼却	17	53	31	47	23

注) 県景観・環境保全センターによる認知件数

使用済家電製品の不法投棄台数の推移

(単位:台/年)

品目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
エアコン	11	9	8	9	4	5	5	8	12	9	4
テレビ	599	750	718	408	395	391	268	248	244	207	265
冷蔵庫・冷凍庫	133	123	232	168	156	139	132	128	137	125	167
洗濯機・乾燥機	68	32	44	38	31	33	53	70	109	57	64
計	811	914	1,002	623	586	568	458	454	502	398	500

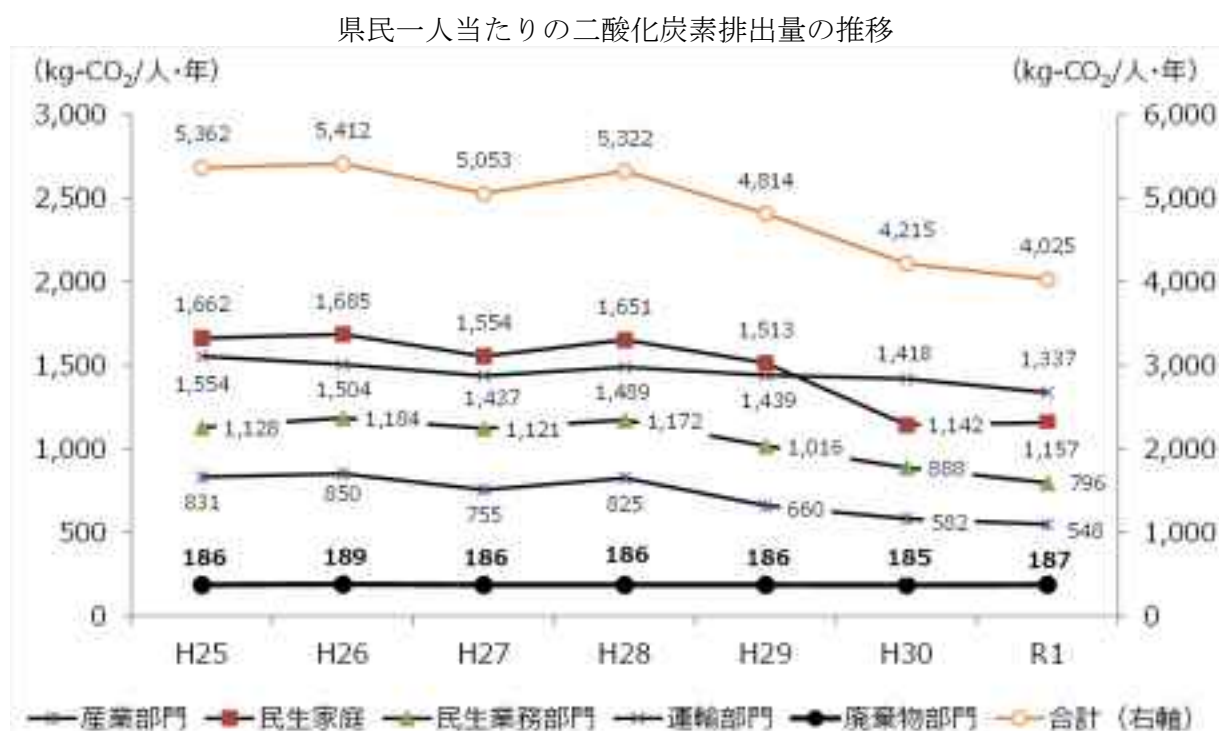
出典：市区町村における家電リサイクル法への取組み状況について（環境省）

注) R2 実績は R5.4 公表予定の値



3-6 廃棄物処理における脱炭素化の現状

県全体の温室効果ガス排出量、廃棄物部門以外の全ての部門では平成 25 年度以降減少傾向であるが、廃棄物分野の排出量はほぼ横ばいである。県民 1 人当たりの排出量でも同様の傾向で、廃棄物分野の排出量のみほぼ横ばいであり、廃棄物部門の脱炭素化の取組が必要である。



出典：2019 年度 県内温室効果ガス排出量のとりまとめ結果について（奈良県ホームページ）

3-7 産業廃棄物税の使途

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物監視強化対策、その他の産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てられる法定外目的税※であり、納税義務者は県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出業者または中間処理業者です。奈良県では、平成 16 年 4 月 1 日から産業廃棄物税を導入しました。

本県における産業廃棄物税の使途は、次のとおりです。

1. 市町村支援

- 最終処分場周辺調査、不法投棄防止対策、環境学習 等

2. 事業者支援

- 排出抑制、再生利用のための研究開発・設備導入
- 環境カウンセラー派遣 等

3. 監視体制強化

- 監視パトロールの実施
- 産業廃棄物処理施設等への立ち入り調査・指導
- 不法投棄物の撤去 等

4. 啓発等

- 奈良県リサイクル認定製品の普及啓発
- 不法投棄撲滅に向けた広報活動
- 廃棄物の実態調査、計画の策定
- 事業者研修の実施
- 環境フェアへの出展、美化清掃活動、講習会の開催 等

※法定外目的税…法律で定められた税目のほかに、地方自治体が特定の使用目的や事業の経費とするために条例で定めて設ける税。

資料 4 将来予測の推計手法及び推計結果

4-1 一般廃棄物

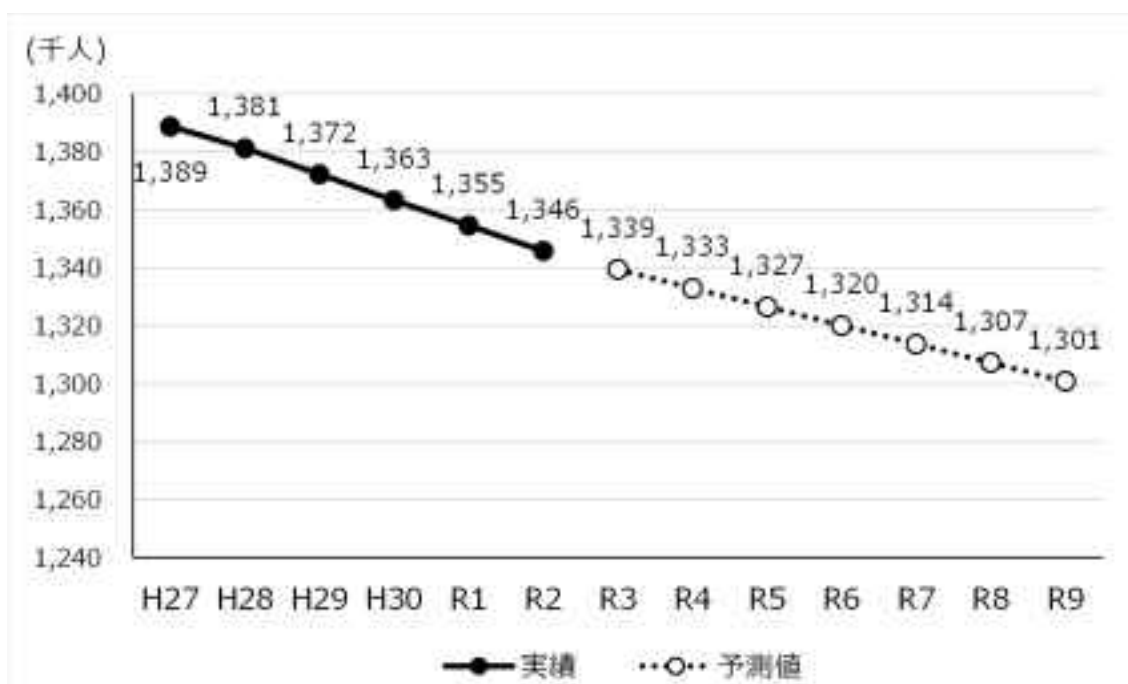
(1) 人口の推計

将来人口の予測は、令和 2 年の実績値をもとに、奈良県人口ビジョンにおける平成 22 年から令和 22 年までの 30 年間の年あたり伸び率を適用して予測値としました。

人口の推移と予測結果

(単位：人)

年度	実績	予測値
平成 27	1,388,771	
平成 28	1,381,251	
平成 29	1,372,314	
平成 30	1,363,288	
令和 1	1,354,624	
令和 2	1,345,809	
令和 3		1,339,382
令和 4		1,332,954
令和 5		1,326,527
令和 6		1,320,099
令和 7		1,313,672
令和 8		1,307,244
令和 9		1,300,817



(2) 一般廃棄物（ごみ）排出量の推計

生活系ごみと集団回収のごみ排出量の将来予測については、排出量原単位の将来予測をトレンド法（直線式）により行い、次式により将来予測量を推計しました。

$$\text{将来予測量} = \text{排出量原単位 (g/人・日)} \times \text{将来予測人口 (人)} \times 365 \text{ または } 366 \text{ (日/年)}$$

事業系ごみ、再生利用量、最終処分量については、排出量をトレンド法（直線式）による予測で推計しました。

ごみの将来予測値一覧

単位：（千トン）

年度 処理区分	令和2年度 (実績値)		令和4年度 (予測値)		令和9年度 (予測値)	
排出量	434	(100%)	426	(100%)	399	(100%)
再生利用量	69	(15.8%)	70	(16.4%)	69	(17.3%)
減量化量	314	(72.4%)	307	(72.1%)	285	(71.4%)
最終処分量	51	(11.8%)	49	(11.5%)	45	(11.3%)

ごみの再生利用量及び最終処分量の将来予測



ごみの将来予測値一覧

予実	年度	人口	排出量						再生利用量					減量化		最終処分	
			生活系				事業系	合計	再生利用量				再生利 用率	減量化 量	減少化 率	最終 処分量	最終処 分率
			1人1 日当たり 排出量	総量	分別 収集量	集団 回収量			1人1 日当たり 再生量	総量	集団 回収量	その他					
			(g/人・日)	(千t/年)	(千t/年)	(千t/年)			(g/人・日)	(千t/年)	(千t/年)	(千t/年)	(%)	(千t/年)	(%)	(千t/年)	(%)
実績	H27	1,388,771	656.0	333	298	35	137	471	143.6	73	35	38	15.5%	337	71.5%	61	13.0%
	H28	1,381,251	636.8	321	287	34	135	456	138.8	70	34	36	15.4%	330	72.4%	56	12.3%
	H29	1,372,314	641.6	321	286	35	134	455	149.7	75	35	40	16.5%	330	72.5%	50	11.0%
	H30	1,363,288	638.1	318	284	34	129	447	146.7	73	34	39	16.3%	322	72.0%	52	11.6%
	R1	1,354,624	646.2	320	288	33	128	449	147.2	73	33	40	16.3%	323	71.9%	53	11.8%
	R2	1,345,809	647.9	318	290	28	116	434	140.5	69	28	41	15.8%	314	72.4%	51	11.8%
予測	R3	1,339,382	643.0	314	285	29	117	431	145.2	71	29	42	16.5%	310	71.9%	50	11.6%
	R4	1,332,954	643.0	313	285	28	113	426	143.9	70	28	42	16.4%	307	72.1%	49	11.5%
	R5	1,326,527	642.0	312	285	27	109	421	144.2	70	27	43	16.6%	303	72.0%	48	11.4%
	R6	1,320,099	641.0	309	283	26	105	414	145.3	70	26	44	16.9%	296	71.5%	48	11.6%
	R7	1,313,672	641.0	307	282	25	101	409	146.0	70	25	45	17.1%	292	71.4%	47	11.5%
	R8	1,307,244	640.0	305	282	24	98	403	144.6	69	24	45	17.1%	288	71.5%	46	11.4%
	R9	1,300,817	641.0	305	282	23	94	399	144.9	69	23	46	17.3%	285	71.4%	45	11.3%

注1) 人口は令和2年の実績値をもとに、奈良県人口ビジョンにおける平成22年から令和22年までの30年間の年あたり伸び率を適用して予測値とした。

注2) 生活系ごみと集団回収量は、排出量原単位のトレンド法（直線式）による推計値に人口を乗じて推計した。

注3) 事業系ごみ排出量、再生利用量、最終処分量は、トレンド法（直線式）により推計した。

4-2 産業廃棄物

産業廃棄物の将来予測を行うにあたっては、大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点の産業廃棄物の発生量と各活動量指標の関係及び業種毎種類毎の処理形態は将来も不変としました。

業種毎に各種経済指標を将来推計し、推定した経済指標に今回調査時の発生原単位を乗じて排出量などを予測しました。

業種別の将来予測方法

業 種		活動量指標(経済指標)
建設業		過去(平成23～令和2年)の元請完成工事高を5つの予測式(一次傾向線、修正指数曲線、対数関数曲線、べき乗曲線、ロジステック曲線)を作成した。このうち、最も傾きが低く、妥当性のある予測式を採用し、将来の排出量を推計した。
製造業		製造業の産業中分類ごとに製造品出荷額を、建設業と同様の手法で将来の発生量を算出した。
電気・水道業	電気業・ガス業	「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計 国立社会保障・人口問題研究所)で示されている奈良県の将来推計人口の増減率を住民基本台帳人口に乘じることにより、将来の人口を推計し、その人口の見込み伸び率を用いた。
	上水道業	
	下水道業	下水道業に関しては、「奈良県污水处理構想」(平成28年6月、奈良県)で示されている、汚水の流入予測量の伸び率を用いた。
農 業		過去(平成23～令和2年)の家畜の飼養頭羽数を、建設業と同様の手法で将来の発生量を推計した。
病 院		過去(平成23～令和2年)の病床数を、建設業と同様の手法で将来の発生量を推計した。
その他の業種		業種大分類別に過去からの従業者数を、建設業と同様の手法で将来の発生量を推計した。

出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

産業廃棄物の業種別排出量予測結果

排出量 (単位：千トン)

年度	農業	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
令和2年度実績	138	346	152	745	51	1,433
令和4年度予測	125	370	182	746	50	1,473
令和8年度予測	116	375	192	753	48	1,483
令和13年度予測	105	381	206	753	45	1,491

再生利用量 (単位：千トン)

年度	農業	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
令和2年度実績	137	318	88	24	30	598
令和4年度予測	125	340	105	24	29	623
令和8年度予測	115	344	111	24	27	622
令和13年度予測	104	350	119	24	26	623

最終処分量 (単位：千トン)

年度	農業	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
令和2年度実績	1	17	10	21	11	60
令和4年度予測	1	18	12	21	11	63
令和8年度予測	1	18	13	21	11	64
令和13年度予測	1	19	15	21	10	65

産業廃棄物の種類別排出量予測結果

排出量 (単位：千トン)

年度	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃プラスチック	その他	計
令和2年度実績	805	273	137	59	158	1,433
令和4年度予測	814	292	125	65	177	1,473
令和8年度予測	822	296	115	67	181	1,483
令和13年度予測	826	302	104	71	188	1,491

再生利用量 (単位：千トン)

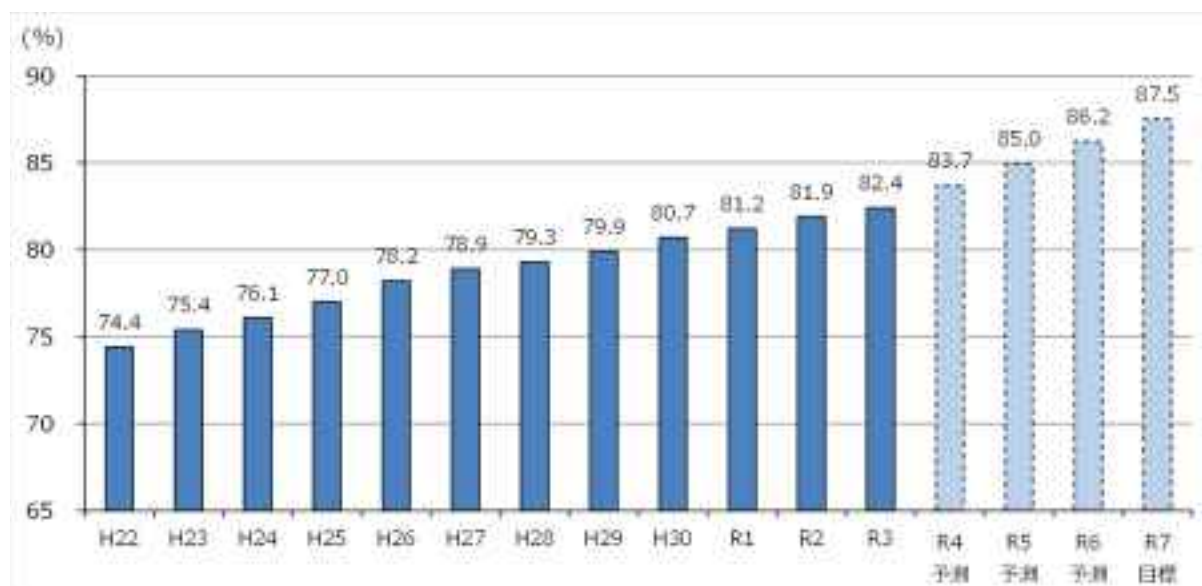
年度	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃プラスチック	その他	計
令和2年度実績	49	263	137	40	109	598
令和4年度予測	51	279	125	43	125	623
令和8年度予測	51	284	115	44	128	622
令和13年度予測	52	289	104	46	133	623

最終処分量 (単位：千トン)

年度	汚泥	がれき類	動物のふん尿	廃プラスチック	その他	計
令和2年度実績	24	9	0	10	17	60
令和4年度予測	22	9	0	9	22	63
令和8年度予測	22	9	0	9	22	64
令和13年度予測	22	10	0	10	23	65

出典：令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）

資料5 下水道普及率の推移



出典：奈良県汚水処理構想

注) R7 は奈良県汚水処理構想の目標値、R4 から R6 は R3 実績と R7 目標を直線で結んだ値である。